
巻末資料目次

1.	北設楽郡の現状	- 1 -
1.1.	北設楽郡の位置と面積	- 1 -
1.2.	北設楽郡の人口	- 2 -
1.2.1.	人口及び世帯数	- 2 -
1.2.2.	年代別人口	- 4 -
1.2.3.	要支援認定者・要介護認定者・障がい者人口	- 6 -
1.2.4.	北設楽郡の小学生・中学生の児童数の推移	- 7 -
1.2.5.	北設楽郡内高校生の通学事情	- 7 -
1.3.	北設楽郡の公共施設	- 8 -
1.3.1.	主要施設	- 8 -
1.3.2.	医療施設	- 9 -
1.3.3.	教育施設	- 10 -
2.	北設楽郡公共交通に関する取り組みの経過	- 12 -
3.	第2次地域公共交通総合連携計画の評価	- 22 -
4.	各種調査結果	- 24 -
4.1.	乗降調査結果	- 24 -
4.2.	住民意識調査結果	- 26 -
4.2.1.	住民意識調査の概要	- 26 -
4.2.2.	住民意識調査結果	- 28 -
5.	地域公共交通網形成計画の関連計画	- 39 -
5.1.	設楽町総合計画（平成19年度～平成28年度）	- 39 -
5.2.	東栄町第6次総合計画（平成28年度～平成37年度）	- 39 -
5.3.	第5次豊根村総合計画（平成20年度～平成29年度）	- 40 -
5.4.	あいち山村振興ビジョン2020	- 40 -
5.5.	地方版総合戦略	- 40 -
5.6.	地域再生計画	- 42 -
6.	北設楽郡公共交通活性化協議会の概要	- 43 -

1. 北設楽郡の現状

1.1. 北設楽郡の位置と面積

北設楽郡は図 1-1 に示すように、愛知県北東部の山間地域に位置し、設楽町、東栄町豊根村の 3 町村からなる。

面積は、553.20 km²（設楽町 273.94 km²・東栄町 123.38 km²・豊根村 155.88 km²）となっており、愛知県全体の 10.7%を占めている。

また、面積の 91.4%にあたる 505.26 km²（設楽町 248.67 km²・東栄町 112.08 km²・豊根村 144.51 km²）を森林が占めている。

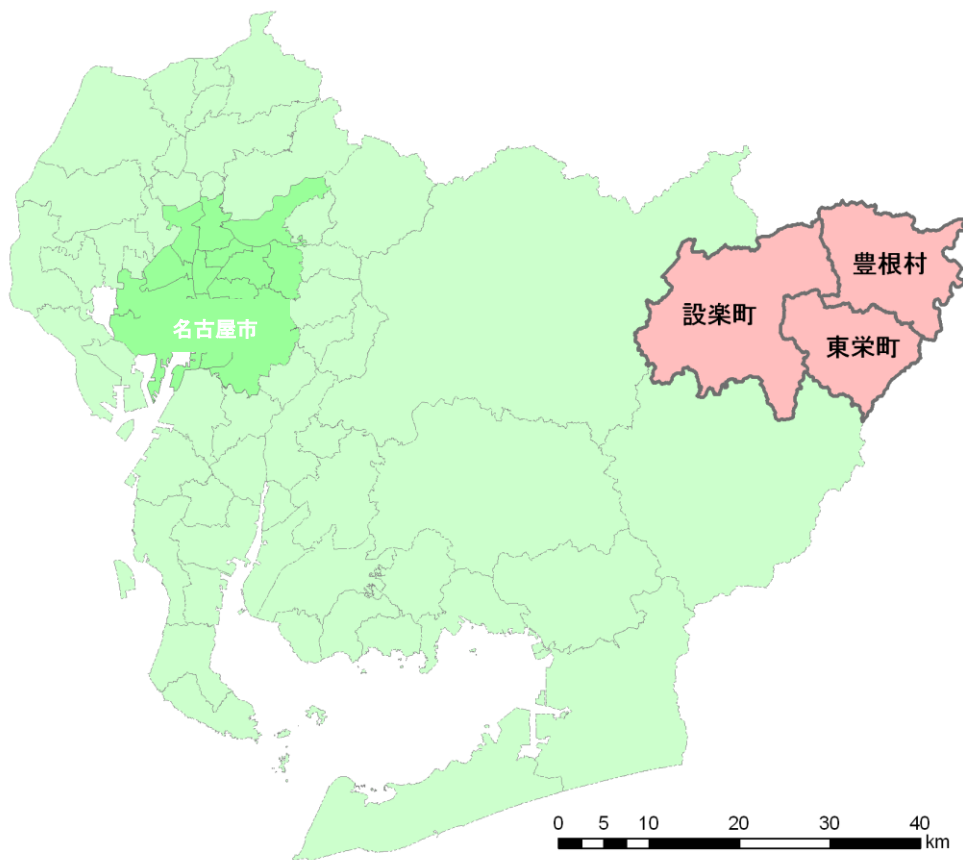


図 1-1 北設楽郡 3 町村の位置

1.2. 北設楽郡の人口

1.2.1. 人口及び世帯数

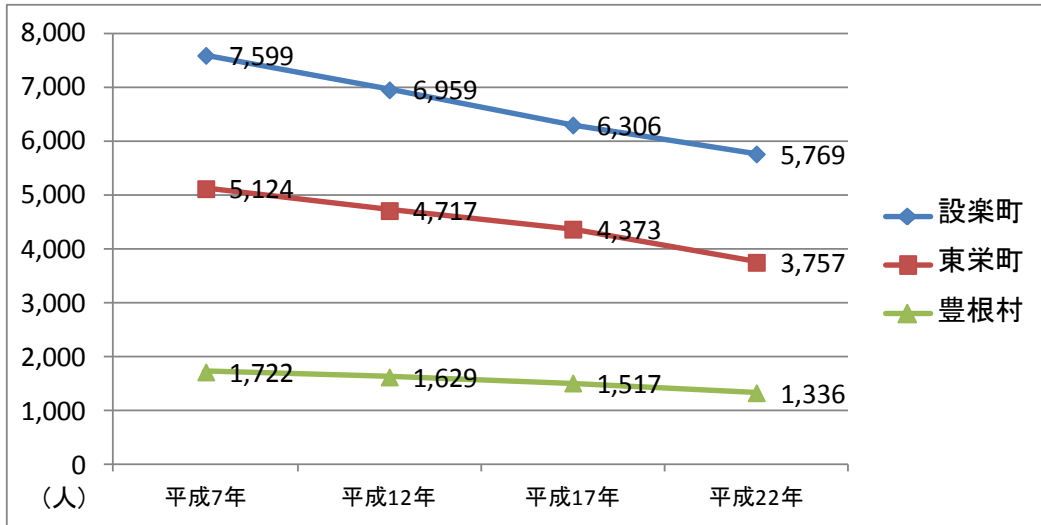
平成 28 年 3 月 1 日現在の人口・世帯数は、北設楽郡全体で 9,948 人（設楽町 5,245 人、東栄町 3,521 人、豊根村 1,182 人）、4,356 世帯（設楽町 2,256 世帯、東栄町 1,577 世帯、豊根村 523 世帯）である（各町村の住民基本台帳のデータより）。

また、平成 7 年以降の国勢調査の結果を表 1-1、図 1-2、図 1-3 に示す。人口及び世帯数は、3 町村とも減少傾向にある。

表 1-1 国勢調査による人口・世帯数の推移

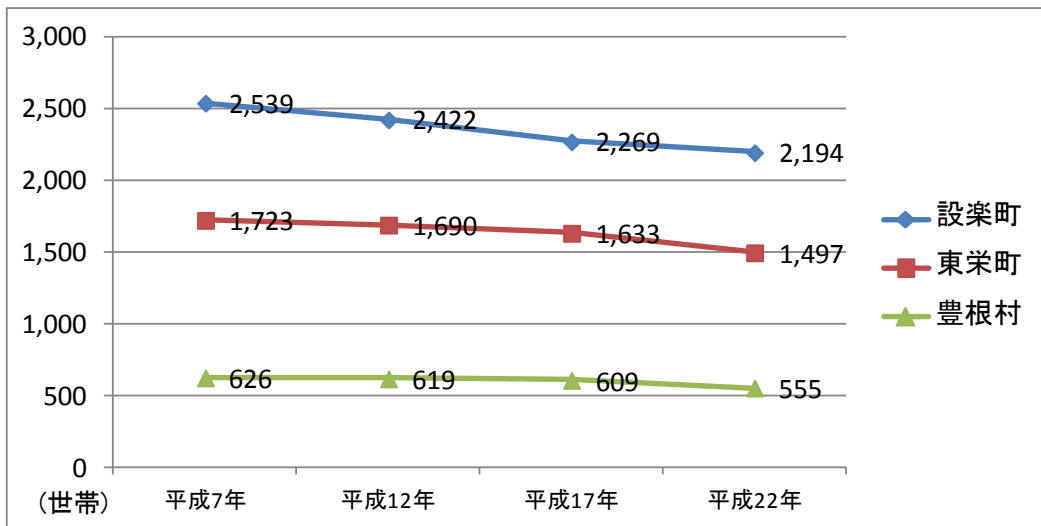
	平成7年				平成12年			
	設楽町	東栄町	豊根村	計	設楽町	東栄町	豊根村	計
人口	7,599	5,124	1,722	14,445	6,959	4,717	1,629	13,305
世帯数	2,539	1,723	626	4,888	2,422	1,690	619	4,731
平均世帯人員	3.0	3.0	2.8	3.0	2.9	2.8	2.6	2.8

	平成17年				平成22年			
	設楽町	東栄町	豊根村	計	設楽町	東栄町	豊根村	計
人口	6,306	4,373	1,517	12,196	5,769	3,757	1,336	10,862
世帯数	2,269	1,633	609	4,511	2,194	1,497	555	4,246
平均世帯人員	2.8	2.7	2.5	2.7	2.6	2.5	2.4	2.6



※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 1-2 北設楽郡 3 町村の人口の推移



※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 1-3 北設楽郡 3 町村の世帯数の推移

1.2.2. 年代別人口

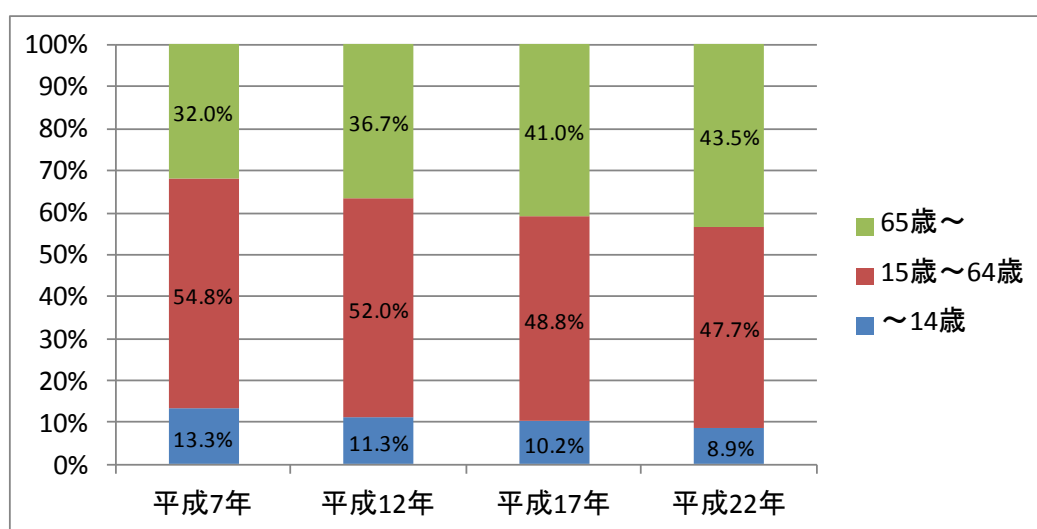
表 1-2、図 1-4、図 1-5、図 1-6 に国勢調査における年齢階層別人口構成を示す。

平成 22 年の国勢調査で、14 歳以下の人口は 944 人（設楽町 513 人、東栄町 301 人、豊根村 130 人）で、総人口の 8.7%にまで減少している。一方、65 歳以上の人口は北設楽郡全体で 4,914 人（設楽町 2,507 人、東栄町 1,795 人、豊根村 612 人）で、総人口の 45.2%を占めている。また、図 1-7 より、町村役場から離れた集落ほど 65 歳以上の人口割合（高齢化率）が高いと言える。

表 1-2 国勢調査による世代別人口の推移

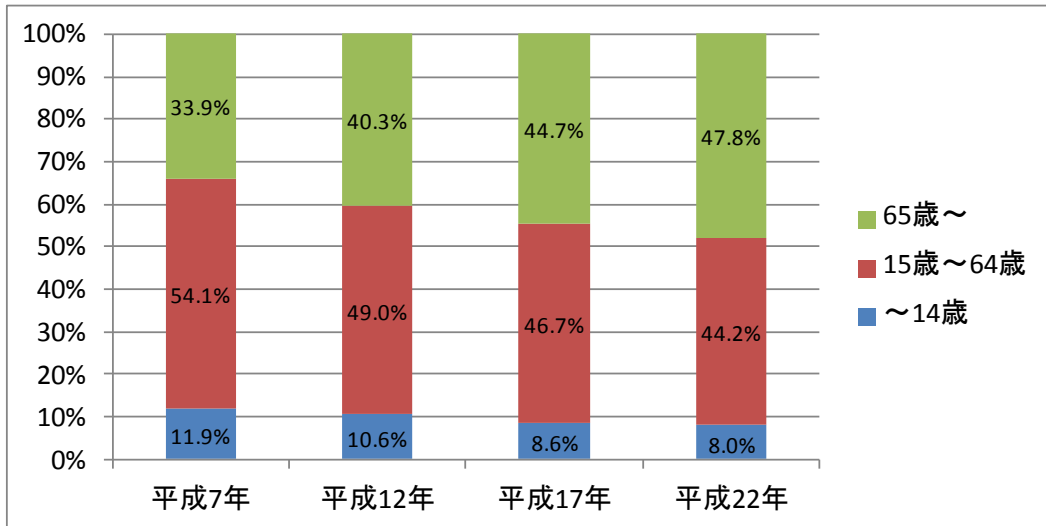
	平成7年				平成12年			
	設楽町	東栄町	豊根村	計	設楽町	東栄町	豊根村	計
～14歳	1,009	612	235	1,856	788	502	189	1,479
	13.3%	11.9%	13.6%	12.8%	11.3%	10.6%	11.6%	11.1%
15～64歳	4,161	2,773	929	7,863	3,618	2,313	766	6,697
	54.8%	54.1%	53.9%	54.4%	52.0%	49.0%	47.0%	50.3%
65歳～	2,429	1,739	558	4,726	2,553	1,902	674	5,129
	32.0%	33.9%	32.4%	32.7%	36.7%	40.3%	41.4%	38.5%

	平成17年				平成22年			
	設楽町	東栄町	豊根村	計	設楽町	東栄町	豊根村	計
～14歳	645	376	164	1,185	513	301	130	944
	10.2%	8.6%	10.8%	9.7%	8.9%	8.0%	9.7%	8.7%
15～64歳	3,078	2,028	674	5,780	2,749	1,660	594	5,003
	48.8%	46.7%	44.4%	47.5%	47.7%	44.2%	44.5%	46.1%
65歳～	2,583	1,943	679	5,205	2,507	1,795	612	4,914
	41.0%	44.7%	44.8%	42.8%	43.5%	47.8%	45.8%	45.2%



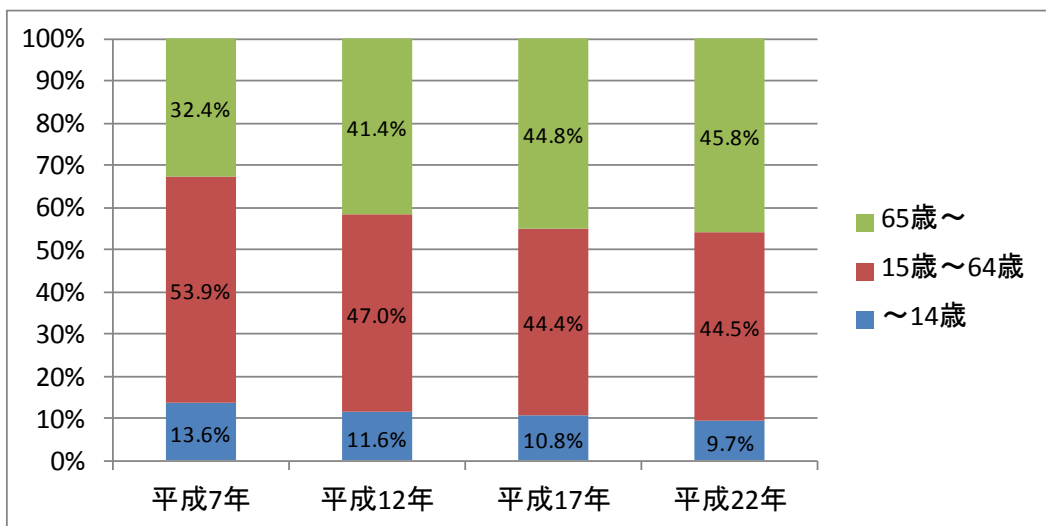
※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 1-4 世代別人口割合の推移（設楽町）



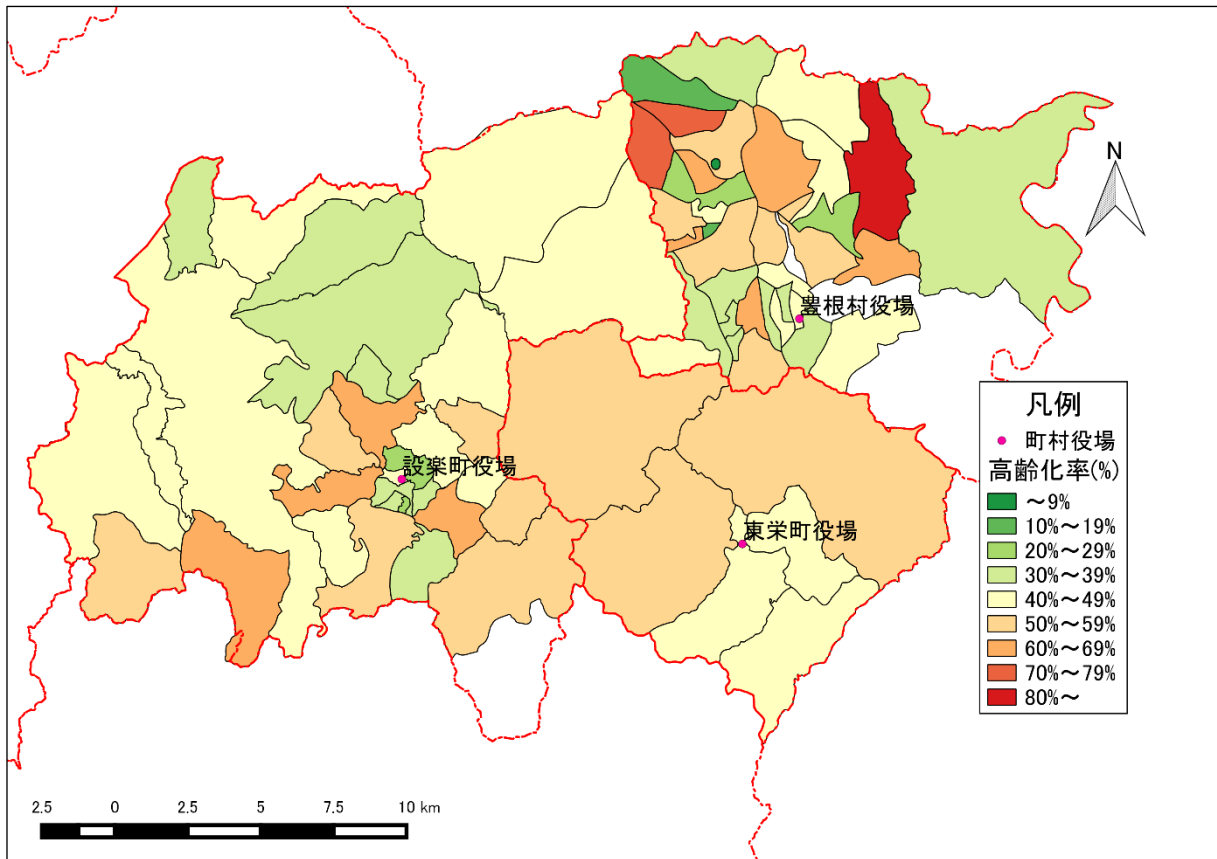
※) 出典：平成22年国勢調査結果

図 1-5 世代別人口割合の推移（東栄町）



※) 出典：平成22年国勢調査結果

図 1-6 世代別人口割合の推移（豊根村）



※) 出典：平成 22 年国勢調査結果

図 1-7 北設楽郡内の地域ごとの高齢化率

1.2.3. 要支援認定者・要介護認定者・障がい者人口

北設楽郡 3 町村の平成 27 年度の要支援認定者、要介護認定者、障がい者の人口について、表 1-3 に示す。

表 1-3 要支援認定者・要介護認定者・障がい者人口（平成 27 年度）

	要支援認定者	要介護認定者	障がい者
設楽町	137	374	381
東栄町	111	258	276
豊根村	38	93	89
合計	286	725	746

1.2.4. 北設楽郡の小学生・中学生の児童数の推移

北設楽郡3町村の平成23年度～平成33年度（平成28年度以前は実績、平成29年度以降は推計）の小学生及び中学生の児童数の推移を、図1-8に示す。いずれの町村も、児童数は減少傾向である。

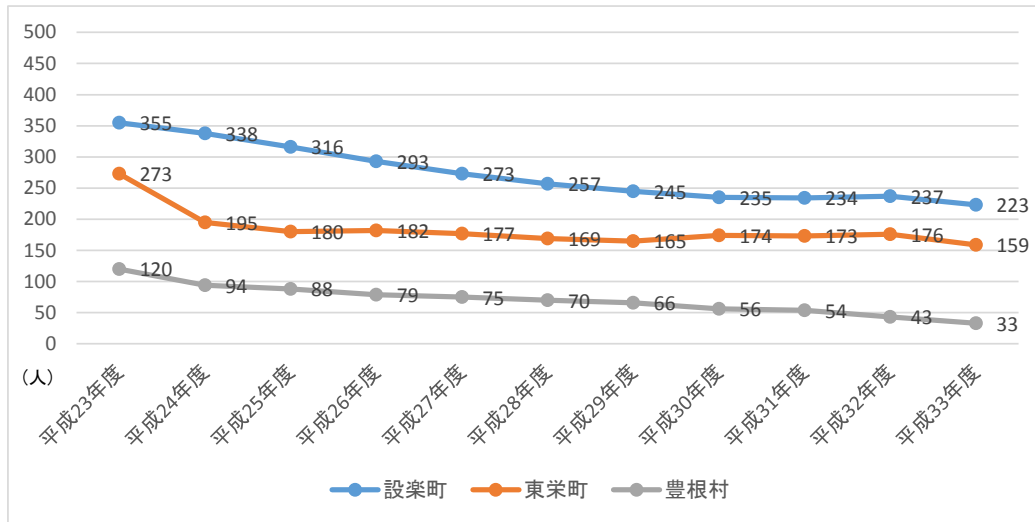


図 1-8 北設楽郡の小学生・中学生の児童数の推移

1.2.5. 北設楽郡内高校生の通学事情

北設楽郡3町村の3か年（平成24年度～平成26年度）の、全高校生に対する下宿をしている高校生の割合及び田口高校生の割合を、表1-4に示す。

高校生の下宿率は減少傾向である。一方、北設楽郡唯一の高等学校である田口高等学校への進学率は増加傾向である。

表 1-4 北設楽郡高校生の下宿率及び田口高校進学率

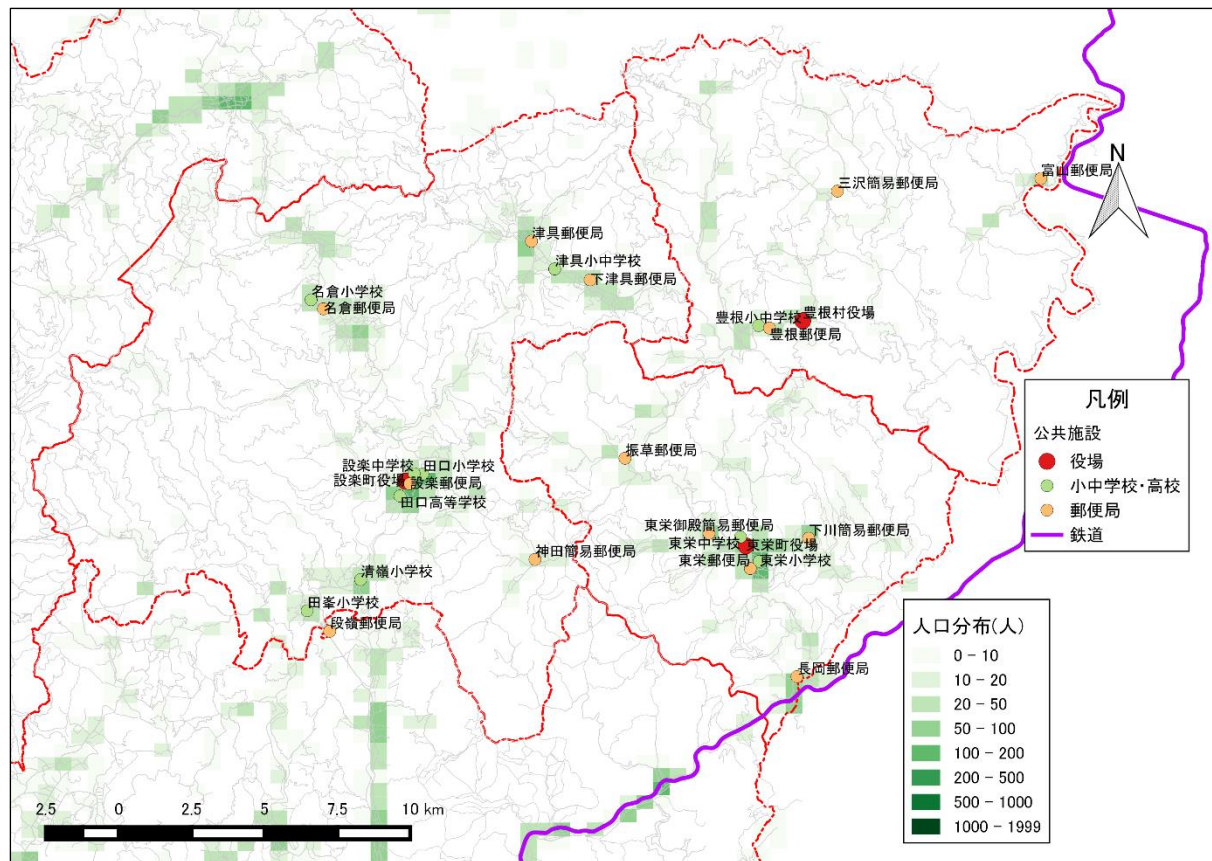
	町村別下宿率			田口高校進学率		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設楽町	38.6%	32.7%	25.6%	50.0%	49.0%	62.8%
東栄町	9.1%	9.1%	5.6%	18.2%	39.4%	22.2%
豊根村	53.8%	64.3%	66.7%	30.8%	21.4%	25.0%
郡全体	32.9%	29.2%	27.4%	38.0%	41.7%	46.6%

※) 割合は進学年度基準

1.3. 北設楽郡の公共施設

1.3.1. 主要施設

北設楽郡の主な公共施設の配置状況を図 1-9 に示す。学校や病院などの施設は、役場の周辺など、人口が多い集落に集中している。



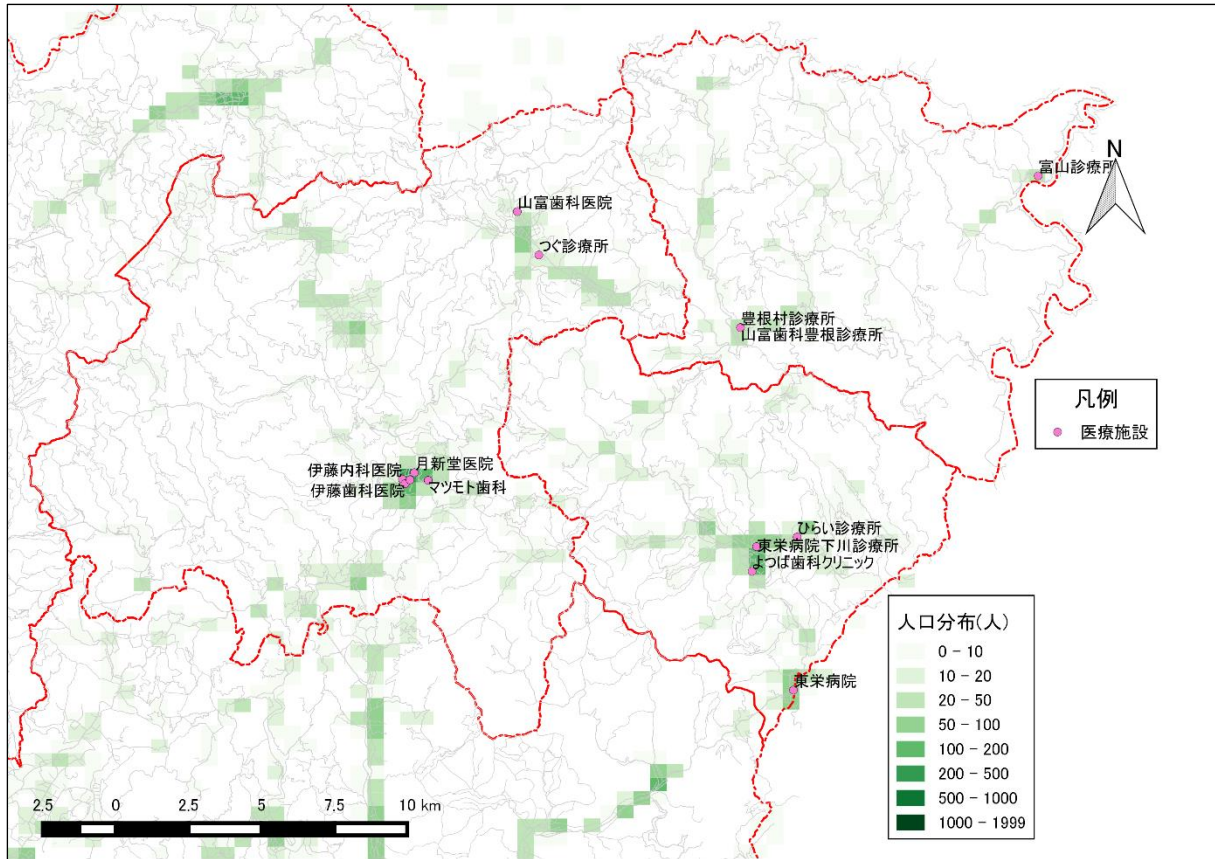
※) 人口データは平成 22 年国勢調査結果より

図 1-9 北設楽郡公共施設配置図

1.3.2. 医療施設

1.3.2.1 医療施設の配置

北設楽郡の主な医療施設の配置状況を図 1-10 に示す。人口の多い集落に診療所や歯科医院などが集中しているほか、東栄町三輪地区の東栄駅近くには北設楽郡唯一の救急指定病院である東栄病院が存在する。



※) 人口データは平成 22 年国勢調査結果より

図 1-10 北設楽郡医療施設配置図

1.3.2.2 東栄病院の患者数の推移

北設楽郡唯一の救急指定病院である東栄病院の患者数の推移（平成 19 年度～平成 26 年度）について、図 1-11 に示す。平成 24 年度以降、患者数は減少傾向である。

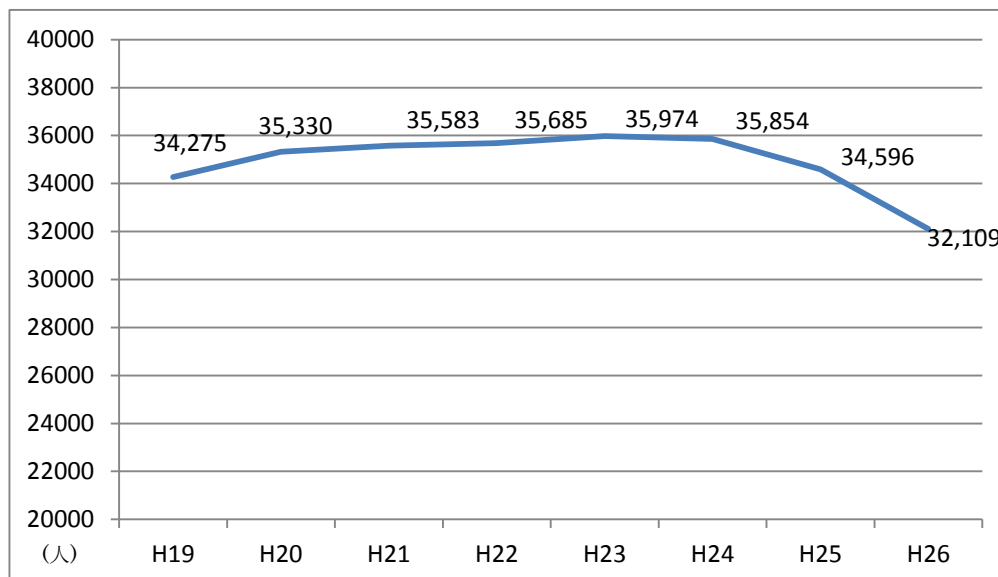


図 1-11 東栄病院の患者数の推移図

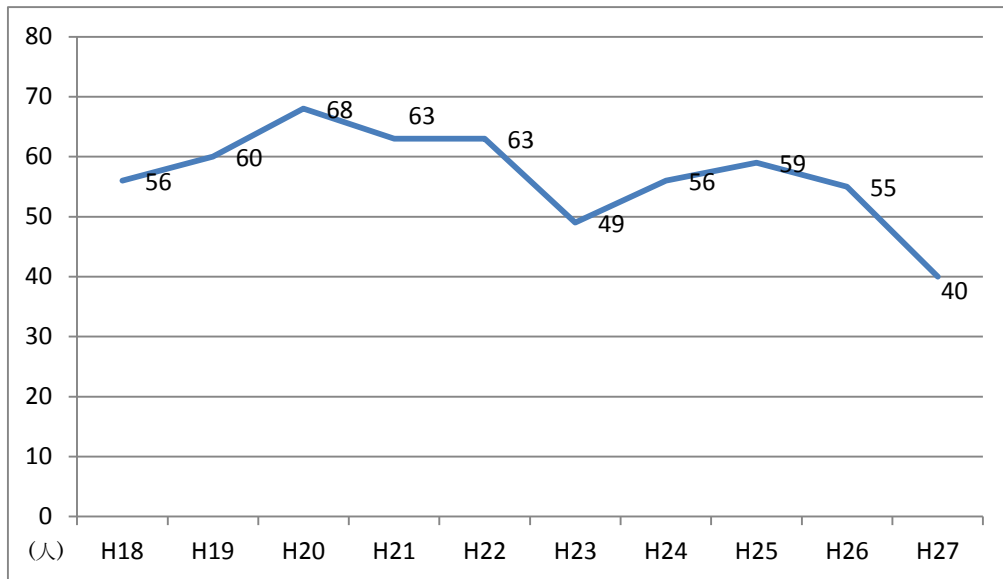
1.3.3. 教育施設

設楽町には小学校が 5 校（田口、清嶺、田峯、名倉、津具の各小学校）、中学校が 2 校（設楽、津具の各中学校）存在する。東栄町及び豊根村は、小学校、中学校が 1 校ずつ存在する。小学校及び中学校の位置図を、図 1-9 に示す。

また、北設楽郡内唯一の高等学校である田口高等学校が、設楽町田口に存在する。

1.3.3.1 田口高等学校の入学者数の推移

田口高等学校の入学者数の推移（平成 18 年度～平成 27 年度）について、図 1-12 に示す。年度によって差があるものの、入学者数は減少傾向である。

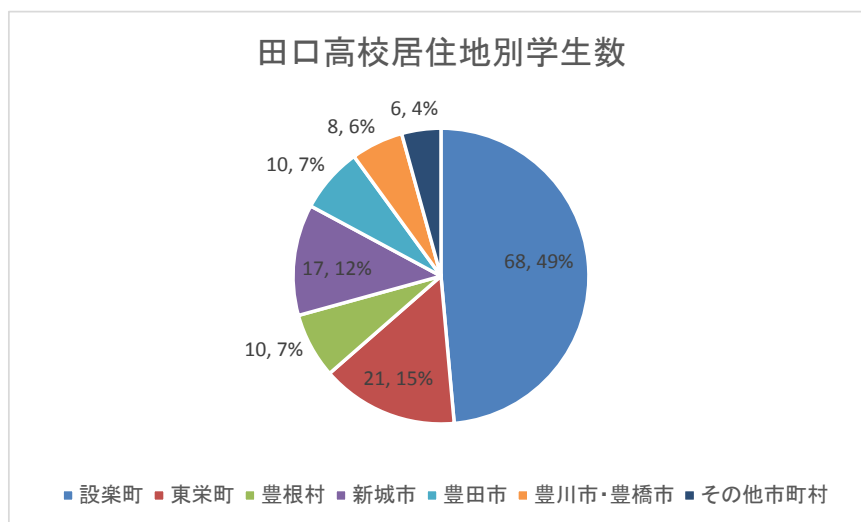


※北設楽郡外からの入学者も含む

図 1-12 田口高等学校入学者数の推移

1.3.3.2 田口高等学校の学生の居住分布

田口高等学校の居住地の分布を、図 1-13 に示す。約 7 割が北設楽郡の居住であるが、約 3 割は北設楽郡外の居住である。



※1) 平成 27 年 12 月現在

※2) 寮生の場合は、出身地を示す

図 1-13 田口高等学校の居住地別学生数

2. 北設楽郡公共交通に関する取り組みの経過

平成 20 年から現在までの北設楽郡公共交通に関する年度ごとの取り組みの経過について、本ページ以降に示す。

平成 20 年度

期日	取組内容	参加者
平成 20 年 9 月 10 日	北設楽郡の公共交通のあり方勉強会の設置 (設楽町：田口特産物振興センター)	・北設楽郡の公共交通の実情の整理 設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
10 月 14 日	第 2 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (豊根村：茶臼山高原レストランやはず)	・北設楽郡の公共交通の課題の整理 設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
10 月 28 日	第 3 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (東栄町：東栄町役場)	・各町村の公共交通に対する考え方の整理 設楽町、東栄町、豊根村、名古屋大学、愛知県
11 月 8 日	第 4 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (豊根村：豊根村役場)	・今後の大まかなスケジュールの調整 設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
12 月 1 日	第 5 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (設楽町：設楽町役場)	・公共交通の将来的なイメージについて調整 設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
12 月 5 日	第 6 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (岡崎市：岡崎市役所)	・先進地調査（岡崎市） 設楽町、愛知県
12 月 12 日	第 7 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (長野県飯田市：南信州広域連合事務所)	・先進地調査（南信州広域連合） 設楽町、東栄町、愛知県
12 月 16 日	第 8 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (東栄町：東栄町役場)	・法定協議会設置、国への申請に向けた作業手順の整理 設楽町、東栄町、豊根村、名古屋大学、愛知県
平成 21 年 1 月 15 日	第 9 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (設楽町：設楽町役場)	・法定協議会規約等についての検討 設楽町、東栄町、豊根村、名古屋大学、愛知県
1 月 16 日	第 10 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (豊田市：豊田市役所・小原支所)	・先進地調査（豊田市） 設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
1 月 21 日	第 11 回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (豊根村：豊根村役場)	・公共交通イメージの具体化に向けた検討 設楽町、東栄町、豊根村、名古屋大学、愛知県
2 月 3 日	北設楽郡公共交通のあり方勉強会課長会議 (設楽町：設楽町役場)	・法定協議会設置に向けた検討 設楽町、東栄町、豊根村、愛知県

2月4日	第12回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (東栄町：東栄町役場)	・公共交通体系の構築に向けた検討	設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
2月12日	第13回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (名古屋市：愛知陸運支局)	・法定協議会、国への申請に向けた検討	設楽町、東栄町、豊根村、愛知県
2月17日	第14回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (設楽町：田口特産物振興センター)	・法定協議会の設置、公共交通体系の構築に向けた検討	設楽町、東栄町、豊根村、名古屋大学、愛知県
2月24日	第15回北設楽郡の公共交通のあり方勉強会 (設楽町：設楽町役場)	・法定協議会の設置、公共交通体系の構築に向けた検討	設楽町、東栄町、豊根村、名古屋大学、愛知県
3月18日	北設楽郡公共交通活性化協議会の設置 第1回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	・協議会設置規約等について ・事業計画及び予算について ・H21 地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画書認定申請について	
3月19日	北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場)	・公共交通体系の構築について	
3月26日	北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場)	・第2回北設楽郡公共交通活性化協議会について	

平成 21 年度

期日	取組内容	
平成 21 年 4 月 17 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画の方向性について ・地域公共交通総合連携計画策定調査について
5 月 18 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡公共交通総合連携計画の具体化について ・運行計画素案について
6 月 19 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通総合連携計画素案について ・公共交通総合連携計画の策定に向けた調査について
7 月 13 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (東栄町：東栄町役場)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通総合連携計画について ・運行管理体制等について
7 月 24 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通総合連携計画について ・実証運行の概要について
8 月 18 日	第 4 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通総合連携計画について ・地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請について
8 月 28 日	第 4 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通総合連携計画について ・地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請について
9 月 16 日	第 5 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・町村間の運賃協会の設定について ・運行管理体制等について
10 月 21 日	第 6 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹バスの運行経費及び収入について ・平成 20・21 年度予算の補正について ・平成 20・21 年度の町村負担金について ・設楽町長の任期満了に伴う新会長選出について ・運行管理体制等の調整結果報告
10 月 23 日	第 5 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面評決)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20・21 年度北設楽郡公共交通活性化協議会補正予算について
12 月 16 日	第 7 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・予約バスの運行について ・平成 21 年度事業の変更について ・基幹バスの運行について
平成 22 年 1 月 15 日	第 6 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20・21 年度北設楽郡公共交通活性化協議会補正予算について ・北設楽郡地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価について ・予約バスの運行について
2 月 17 日	第 8 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度の利用促進事業について ・平成 22 年度事業の素案について ・予約バスの運行について

平成 22 年度

期日	取組内容	
平成 22 年 4 月 15 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡公共交通活性化協議会委員の異動について ・実証運行路線委託事業者の選定について ・予約バス事業の内容について ・平成 20・21 年度北設楽郡公共交通活性化協議会事業報告及び決算見込みについて ・平成 22 年度北設楽郡公共交通活性化協議会事業計画及び収支予算について ・設楽町営バス三都橋豊邦線の路線延長について
4 月 21 日	第 7 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20・21 年度北設楽郡公共交通活性化協議会事業報告及び決算見込みについて ・平成 22 年度北設楽郡公共交通活性化協議会事業計画及び収支予算について ・設楽町営バス三都橋豊邦線の路線延長について
6 月 23 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・新城・北設楽連携イベントについて ・基幹バス見直しの方向性等について ・予約バスの導入について ・地域住民意識調査の実施について
8 月 18 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20・21 年度決算について ・予約バスの運行について ・おでかけ北設バスの利用状況について ・おでかけ北設だより No.7 について ・広域連携イベントについて ・各町村イベントについて
8 月 27 日	第 8 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20・21 年度決算について ・予約バスの運行について ・利用促進事業について
10 月 13 日	第 4 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（仮称）関係予算説明会の結果について ・アンケートの実施について ・時刻表の作成について
平成 23 年 1 月 13 日	第 5 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業の評価について
1 月 19 日	第 9 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業の評価について
3 月 16 日	第 6 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度事業の方向性について

平成 23 年度

期日	取組内容	
平成 23 年 5 月 26 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (新城市：愛知県新城設楽総合庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・本協議会員の異動について ・地域公共交通活性化・再生総合事業の第三者評価委員会における評価結果について ・平成 22 年度事業報告・決算概要について ・平成 23 年度事業計画・予算について ・豊根村 79 条許可更新について ・地域公共交通確保維持改善事業「生活交通ネットワーク計画」について ・平成 23 年度 OD 調査について
6 月 3 日	第 10 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業報告・決算概要について ・平成 23 年度事業計画・予算について ・豊根村 79 条許可更新について ・平成 23 年度 OD 調査について
6 月 27 日	第 11 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業の調査事業について
8 月 9 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業報告・決算について ・市町村運営有償運送の更新について ・予約バスの運行方法について ・乗降者数の推移について ・広域連携イベントについて
8 月 31 日	第 12 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度事業報告・決算概要について ・市町村運営有償運送の更新について ・予約バスの運行方法について ・新城設楽地域生活交通ネットワーク策定調査業務について
平成 24 年 1 月 10 日	第 13 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価について
1 月 15 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化・再生総合事業の事後評価について
3 月 22 日	第 4 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）の事後評価について ・夏休み期間中の小学生以下、1 乗車バス運賃 50 円について
3 月 28 日	第 14 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）の結果について ・地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）の事後評価について ・おでかけ北設バス路線の本格運行について

平成 24 年度

期日	取組内容	
平成 24 年 5 月 17 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活交通ネットワーク計画について ・平成 24 年度事業計画・予算について
6 月 6 日	第 15 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡公共交通活性化協議会役員の選任について ・北設楽郡生活交通ネットワーク計画の認定について ・平成 24 年度事業計画と予算について
8 月 21 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：コミュニティプラザしたら)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度事業報告・決算について ・二次評価について ・連携計画の見直しについて ・生活交通ネットワーク計画の目標達成に向けた取り組みについて
8 月 29 日	第 16 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度事業報告・決算について ・二次評価について ・連携計画の見直しについて ・生活交通ネットワーク計画の目標達成に向けた取り組みについて ・夏休み 50 円バスの利用状況について
平成 25 年 1 月 21 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場)	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市 S バス布里田峰線の延長について ・事業評価について ・連携計画の見直しについて ・利用促進（チラシの作成）について ・利用促進「地域公共交通シンポジウム in 北設楽」の開催について
2 月 1 日	第 17 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・新城市 S バス布里田峰線のバス停新設について ・事業評価について ・連携計画の見直しについて ・利用促進（チラシの作成）について ・シンポジウムの開催について
3 月 7 日	第 4 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：コミュニティプラザしたら)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価について ・東栄町営バス「東栄設楽線」の変更登録について ・連携計画の見直しについて
3 月 24 日	第 18 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価について ・東栄町営バス「東栄設楽線」の変更について ・連携計画策定のスケジュールについて
3 月 28 日	第 19 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度北設楽郡公共交通活性化協議会補正予算について

平成 25 年度

期日	取組内容	
平成 25 年 4 月 22 日	第 20 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度公共交通活性化協議会事業計画について ・平成 25 年度公共交通活性化協議会収支予算について
6 月 3 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：コミュニティプラザしたら)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通総合連携計画について ・北設楽郡生活交通ネットワーク計画について ・夏休み小学生 50 円バス導入による運賃について ・基幹バス「東栄線」等のダイヤ変更について
6 月 13 日	第 21 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次北設楽郡地域公共交通総合連携計画の認定について ・北設楽郡生活交通ネットワーク計画の認定について ・夏休み小学生 50 円バス導入による運賃について ・基幹バス「東栄線」等のダイヤ変更及び停留所の追加について
8 月 22 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度事業報告・決算（案）について ・二次評価結果について ・津具「予約バス」について ・平成 24 年度・平成 25 年度の生活交通ネットワーク計画の変更について
9 月 2 日	第 22 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：田口特産物振興センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度事業報告・決算（案）について ・二次評価結果について ・津具「予約バス」について ・平成 24 年度・平成 25 年度の生活交通ネットワーク計画の変更について ・第 2 次北設楽郡地域公共交通総合連携計画及び同概要版について
平成 26 年 1 月 28 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会 (設楽町：設楽町役場委員会室)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償運送の登録申請について ・東栄町予約バス停留所の追加について ・東栄設楽線のダイヤ改正及び停留所の追加について ・豊根設楽線ダイヤ改正及び停留所の追加について ・平成 26 年度事業計画及び予算案について
2 月 5 日	第 23 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償運送の登録申請について ・東栄町予約バス停留所の追加について ・東栄設楽線のダイヤ改正及び停留所の追加について ・豊根設楽線ダイヤ改正及び停留所の追加について ・富山線のダイヤ改正及び停留所の追加について ・平成 26 年度事業計画及び予算案について ・消費税率引き上げに伴うおでかけ北設バスの運賃について

平成 26 年度

期日	取組内容	
平成 26 年 5 月 28 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度事業の自己評価について ・北設楽郡生活交通ネットワーク計画について ・夏休み小学生 50 円バスについて ・自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）の登録更新について ・自家用有償旅客運送（市町村有償旅客運送）の登録更新について
6 月 11 日	第 24 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：東栄町グリーンハウス)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡公共交通活性化協議会役員の選任について ・平成 25 年度事業の自己評価について ・北設楽郡生活交通ネットワーク計画について ・夏休み小学生 50 円バスについて ・自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）の登録更新について ・自家用有償旅客運送（市町村有償旅客運送）の登録更新について
6 月 18 日	第 25 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み小学生 50 円バスに伴う運賃の変更について
9 月 17 日	第 26 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度事業報告及び決算報告について ・県道 10 号設楽根羽線伐採工事に伴う津具線一部運休について
12 月 24 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業評価（自己評価）について ・自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）の登録申請について ・設楽町福祉有償運送事業について ・北設楽郡地域交通網形成計画の策定について
平成 27 年 1 月 14 日	第 27 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業評価（自己評価）について ・自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）の登録申請について ・豊根村営バス「坂宇場線」停留所の追加について ・設楽町福祉有償運送事業について ・北設楽郡地域交通網形成計画の策定について
2 月 9 日	第 28 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊根村営バス「坂宇場線」停留所の追加について（協議内容の変更）
2 月 25 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送（市町村福祉輸送）の登録申請について ・平成 27 年度事業計画及び予算案について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画の策定について
3 月 4 日	第 29 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送（市町村福祉輸送）の登録申請について ・平成 27 年度事業計画及び予算案について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画の策定について

平成 27 年度

期日	取組内容	
平成 27 年 6 月 1 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場委員会室)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業の自己評価について ・北設楽郡生活交通ネットワーク計画について ・夏休み小学生 50 円バスに伴う運賃の変更について ・東栄設楽線路線変更案の検討について
6 月 15 日	第 30 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業の自己評価について ・北設楽郡生活交通確保維持改善計画(H28.10～H29.9) ・夏休み小学生 50 円バスに伴う運賃の変更について ・東栄設楽線路線変更案の検討について
6 月 22 日	第 31 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡生活交通確保維持改善計画について
7 月 7 日	第 32 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業の自己評価について
9 月 4 日	第 33 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度北設楽郡生活交通ネットワーク計画の変更について
9 月 17 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・東栄設楽線路線変更について ・平成 26 年度事業報告・決算報告について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画について ・田口新城線について
10 月 1 日	第 34 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・東栄設楽線路線変更について ・平成 26 年度事業報告・決算報告について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画について ・田口新城線について
12 月 22 日	第 3 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業評価(自己評価)について ・地域公共交通調査事業(計画策定事業)の自己評価について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画掲載内容について ・おでかけ北設だより第 21 号について
平成 28 年 1 月 13 日	第 35 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業評価(自己評価)について ・地域公共交通調査事業(計画策定事業)の自己評価について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画掲載内容について ・おでかけ北設だより第 21 号について
3 月 23 日	第 4 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通網形成計画案について ・平成 28 年度事業計画及び予算案について ・津具線の障害者割引の拡充について
3 月 30 日	第 36 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡地域公共交通網形成計画案について ・平成 28 年度事業計画及び予算案について ・津具線の障害者割引の拡充について

平成 28 年度

期日	取組内容	
平成 28 年 6 月 14 日	第 1 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡公共交通活性化協議会役員の選任について ・平成 27 年度事業の自己評価について ・北設楽郡生活交通確保維持改善計画(H29.10～H30.9) ・北設楽郡地域公共交通網形成計画について ・自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送)の登録について ・夏休み小学生 50 円バスに伴う運賃の変更について
6 月 23 日	第 37 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・北設楽郡公共交通活性化協議会役員の選任について ・自家用有償旅客運送(公共交通空白地有償運送)の登録について ・平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について ・北設楽郡生活交通確保維持改善計画(H29.10～H30.9) ・北設楽郡地域公共交通網形成計画について ・夏休み小学生 50 円バスに伴う運賃の変更について
8 月 9 日	第 2 回北設楽郡公共交通活性化協議会 幹事会 (設楽町：設楽町役場会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業報告・決算報告について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画について
9 月 7 日	第 38 回北設楽郡公共交通活性化協議会 (設楽町：設楽町役場議場)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業報告・決算報告について ・北設楽郡地域公共交通網形成計画について

3. 第2次地域公共交通総合連携計画の評価

平成25年度～平成27年度の3か年において策定した第2次地域公共交通総合連携計画では、表3-1の5つの目標を掲げた。

表 3-1 第2次地域公共交通総合連携計画の目標

	目標の内容	評価指標
目標①	郡内主要集落から高校への通学手段の確保	高校生自宅通学率
目標②	郡内全集落から拠点地区への移動手段の確保	集落カバー率
目標③	異なる交通事業者間の連携による総合的な交通体系の確立	交通結節点接続率
目標④	地域住民の参画による移動手段の確保・維持・改善のためのマイバス意識の醸成	町村別目標達成度
目標⑤	沿線住民一人あたりの年間利用回数の向上	年間利用回数

5つの目標の指標及び利用者数を基に、目標に対する総合評価を行った。評価方法は、表3-2の5つの指標を点数化したものの合計値で判定した。合計点数に応じ、郡内の交通体系または事業内容を見直すこととした(表3-3参照)。平成26年度及び平成27年度の点数はともに8点であり、交通体系及び事業内容は妥当であったと言える。

表 3-2 総合評価手法

評価指標	点数化方法	評価結果	点数	
			H26	H27
目標①： 高校生 自宅通学率	平成 25 年度の値 (87.5%) との比較 -6%以下：0 点 ±6%未満：1 点 +6%以上：2 点	平成 26 年度の自宅通学率は 94.6%、 平成 27 年度の自宅通学率は 87.8% であった。	2	1
目標②： 集落 カバー率	平成 24 年度の値 (96.7%) との比較 -2%以下：0 点 ±2%未満：1 点 +2%以上：2 点	平成 26 年度は 97.7%であったが、 平成 27 年度は全集落にて移動手段 が確保できた (100%)。	1	2
目標③： 交通結節点 接続率	平成 24 年度の値 (79.0%) との比較 -2%以下：0 点 ±2%未満：1 点 +2%以上：2 点	平成 26 年度は 81.9%であったが、 平成 27 年度は 87.6%となった。	2	2
目標④： 町村別 目標達成度	①町村ごとに点数化 目標を達成できなかった：0 点 目標を達成できた：1 点 目標を上回る成果があった：2 点 ②3 町村の平均値で判定 0.5 点未満：0 点 0.5 点以上 1.5 点未満：1 点 1.5 点以上：2 点	3 町村とも目標を達成できたが、目 標を上回る成果は特に見られなか った。 設楽町：イベント実施時の臨時便運行、 イベント会場での利用促進キャンペ ーン、高校生通学費補助、温泉入浴割引 東栄町：世話人活動、温泉入浴割引、 高校生通学費補助、ラッピングバスの 運行、夏休み小学生 50 円バスの PR 豊根村：バス広告掲載、温泉入浴割引、 乗り継ぎ時刻表作成、高校生通学費補 助、村マスコットキャラクターのステ ッカーを貼付したバスの運行	1	1
目標⑤： 町村別年間 利用回数 ^{※)}	平成 24 年 (1 月～12 月) の値 (2.6 回/人) との比較 -0.2 回/人以下：0 点 ±0.2 回/人未満：1 点 +0.2 回/人以上：2 点	平成 27 年度の沿線住民 1 人あたり の年間利用回数は 3.7 回/人であ り、0.9%向上した。	2	2
点数合計			8	8

※) 年間利用回数＝現金乗車による年間利用者数／1 月 1 日現在の 3 町村の人口

表 3-3 合計点数ごとの見直し方針

合計点数	見直し方針
0 点～4 点	交通体系については、生活交通ネットワーク計画で定め る路線別評価結果を基に交通体系の見直しを検討する。 事業内容は、新しい交通体系に合わせて検討する。
5 点～6 点	交通体系は現状を維持するが、事業内容の再検討を行う。
7 点～10 点	交通体系及び事業内容は現状維持とする。

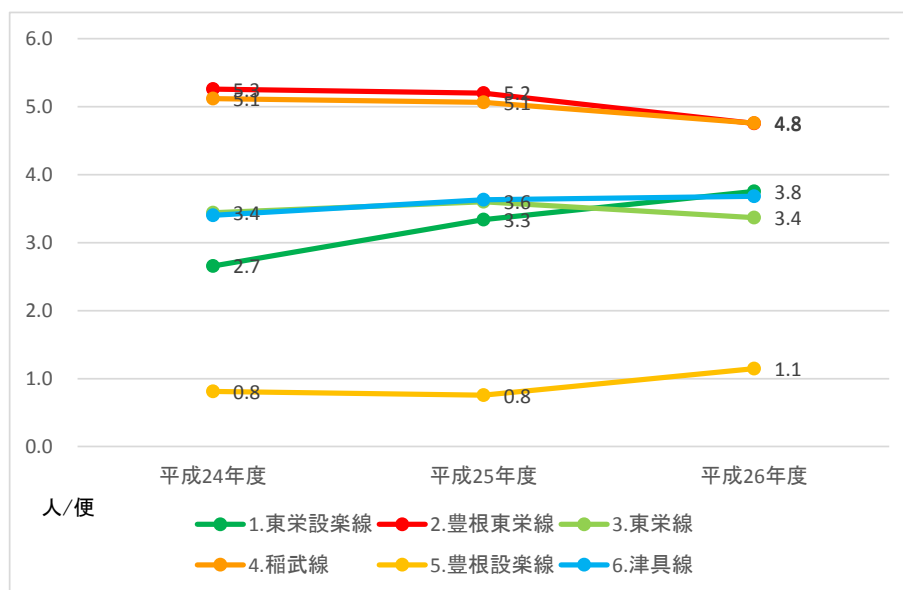
4. 各種調査結果

4.1. 乗降調査結果

設楽町、東栄町、豊根村の3町村では、各町村営バス（基幹バス、支線バス及び予約バス）の利用実態について、次のように調査している。

- 路線ごとの利用者数を毎日記録
- 毎年6月の7日間（月曜日～日曜日）に、利用者の乗降停留所、乗り継ぎ、運賃支払い形態、属性などを記録（乗降調査）

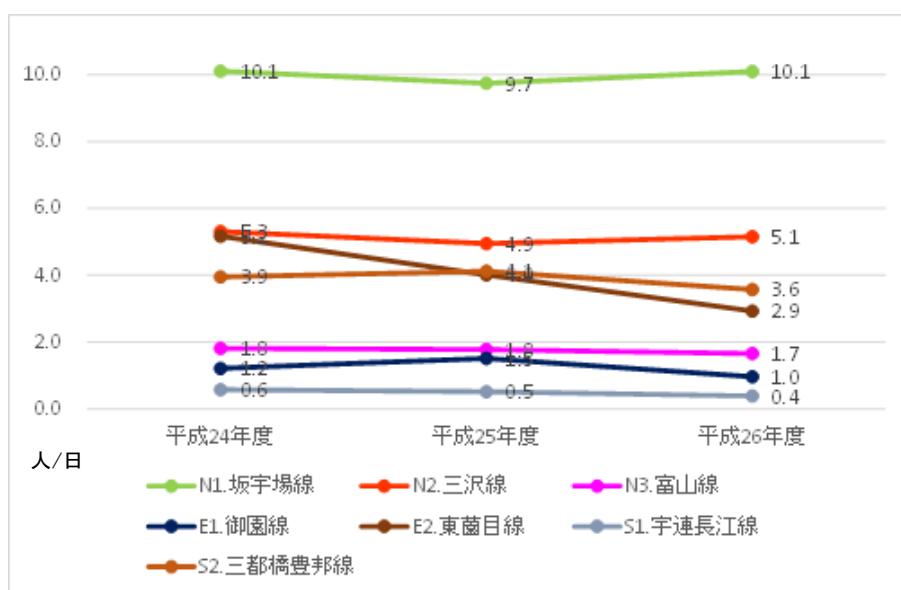
毎日の利用者数記録より算出した、過去3か年（平成24年度～平成26年度）の基幹バス（田口新城線を除く）における1便あたりの平均乗車人数を図4-1に、支線バスにおける1便あたりの平均乗車人数を図4-2に、それぞれ示す。また、過去3か年（平成24年度～平成26年度）の6月の乗降調査結果による小中学生の通学利用を除いた1便あたりの利用者数を表4-1に示す。



※1) 豊根設楽線の1便あたりの利用者数は、石堂発着の便数で算出

※2) 利用者数には、小中学生の利用者も含む

図 4-1 基幹バスの1便あたりの平均乗車人数（平成24年度～平成26年度）



※1) 富山線の1便あたりの利用者数は、大嵐駅発着の便数で算出
 ※2) 利用者数には、小中学生の利用者も含む

図 4-2 支線バスの1便あたりの平均乗車人数 (平成24年度～平成26年度)

表 4-1 乗降調査による支線バスの1便あたりの平均利用者数 (平成26年・平成27年)

単位：人/便

	平成26年度		平成27年度	
	小中学生 除く	小中学生 含む	小中学生 除く	小中学生 含む
N1.坂宇場線	1.1	—	0.8	—
N2.三沢線	0.5	—	0.3	—
N3.富山線	1.6	—	0.3	—
E1.御園線	0.3	0.9	0.3	1.1
E2.東菌目線	1.0	3.2	0.9	2.7
S1.宇連長江線	0.6	—	0.0	—
S2.三都橋豊邦線	0.7	—	0.8	5.0

※1) 乗降調査は、6月の平日5日間の利用者数による
 ※2) 富山線の1便あたりの利用者数は、大嵐駅発着の便数で算出

4.2. 住民意識調査結果

4.2.1. 住民意識調査の概要

北設楽郡内の住民の公共交通をはじめとする移動手段に関する意識を把握するために、アンケートを実施した。

(1) 調査期間

配布：平成 27 年 10 月 28 日（水）

回収期限：平成 28 年 1 月 10 日（日）

(2) 調査対象

北設楽郡 3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）の中学生以上（12 歳以上）の住民を対象に実施した。

(3) 配布・回収方法

広報誌と同時に配布を依頼し、郵送にて回収した。

(4) 実施結果

アンケートの実施結果は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 住民意識アンケート実施結果

	配布世帯数	回収世帯数	回収率	回収数 (部)	有効回答数 (票)
設楽町	2,142	738	34.5%	1,641	1,604
東栄町	1,586	412	26.0%	849	841
豊根村	486	187	38.5%	373	362
合計	4,214	1,337	31.7%	2,863	2,807

(5) 質問内容

質問内容は、表 4-3 のとおりである。

表 4-3 住民意識調査における質問内容

分類	質問内容
おでかけ北設認知度	「おでかけ北設」の認知度
バスの利用状況	バス利用頻度について
移動実態	通院における移動実態
	買物における移動実態
	通勤・通学における移動実態
移動の希望	便利な交通手段があれば行きたい場所
移動手段の有無	自由に使える交通手段について
移動手段の考え方	移動手段の確保方策の考え方
回答者属性	性別・年齢・住所・職業・家族構成
公共交通に関する意見	公共交通に関する意見

4.2.2. 住民意識調査結果

4.2.2.1 「おでかけ北設」の取り組み内容の認知度

「おでかけ北設」の取り組み内容の認知度について、図 4-3（全体）、図 4-4（町村別）、図 4-5（中高生）に示す。

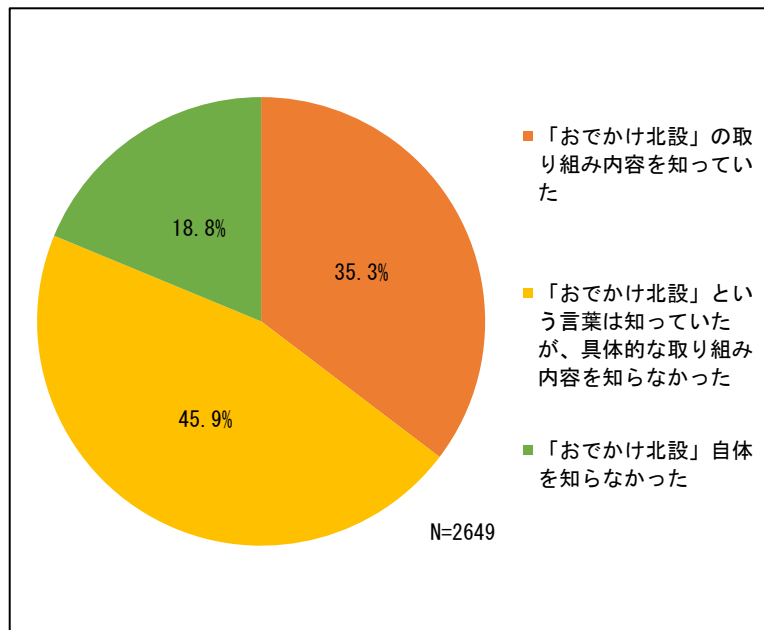


図 4-3 おでかけ北設の認知度（全体）

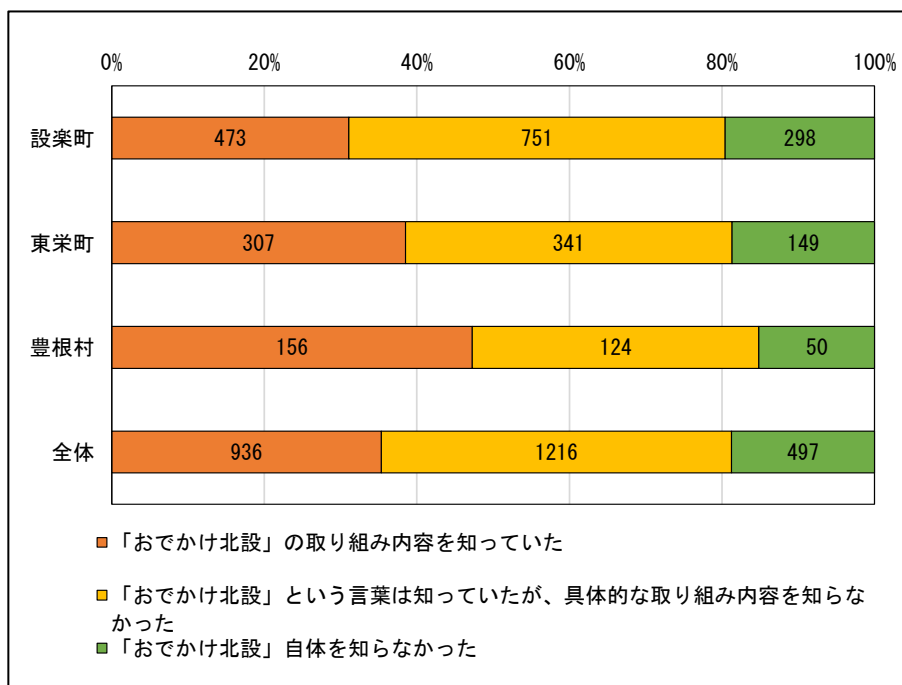


図 4-4 おでかけ北設の認知度（町村別）

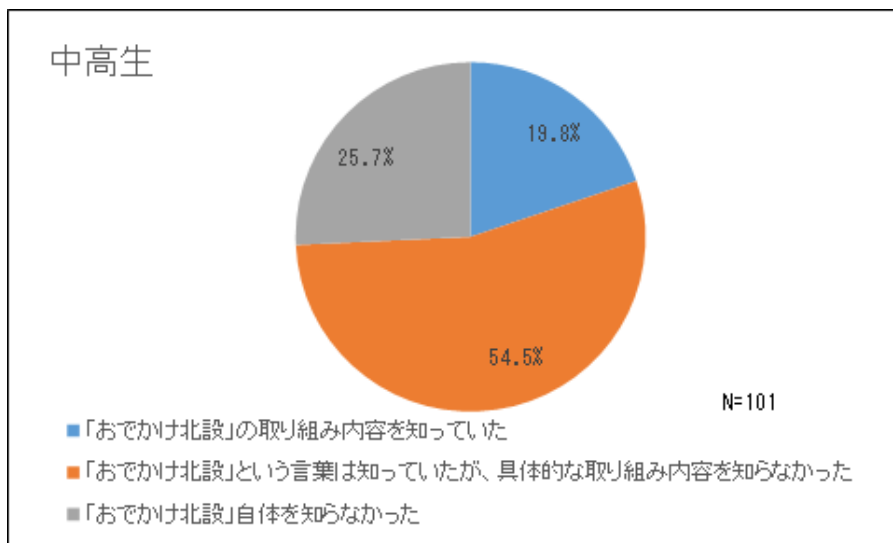


図 4-5 「おでかけ北設」の認知度（中高生）

4.2.2.2 バスの利用頻度

バスの利用頻度について、図 4-6（全体）、図 4-7（町村別）、図 4-8（65 歳以上）に示す。

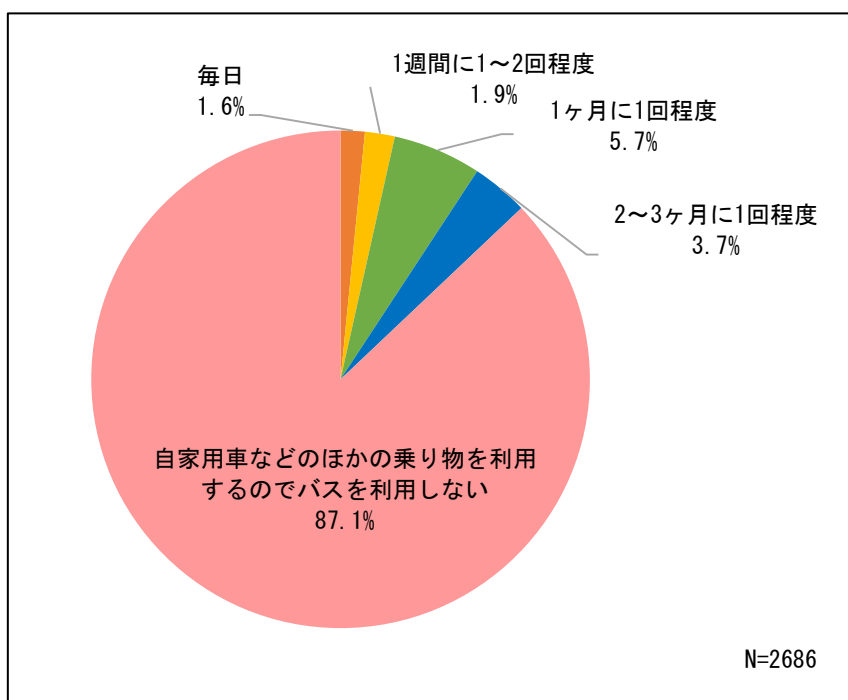


図 4-6 バスの利用頻度（全体）

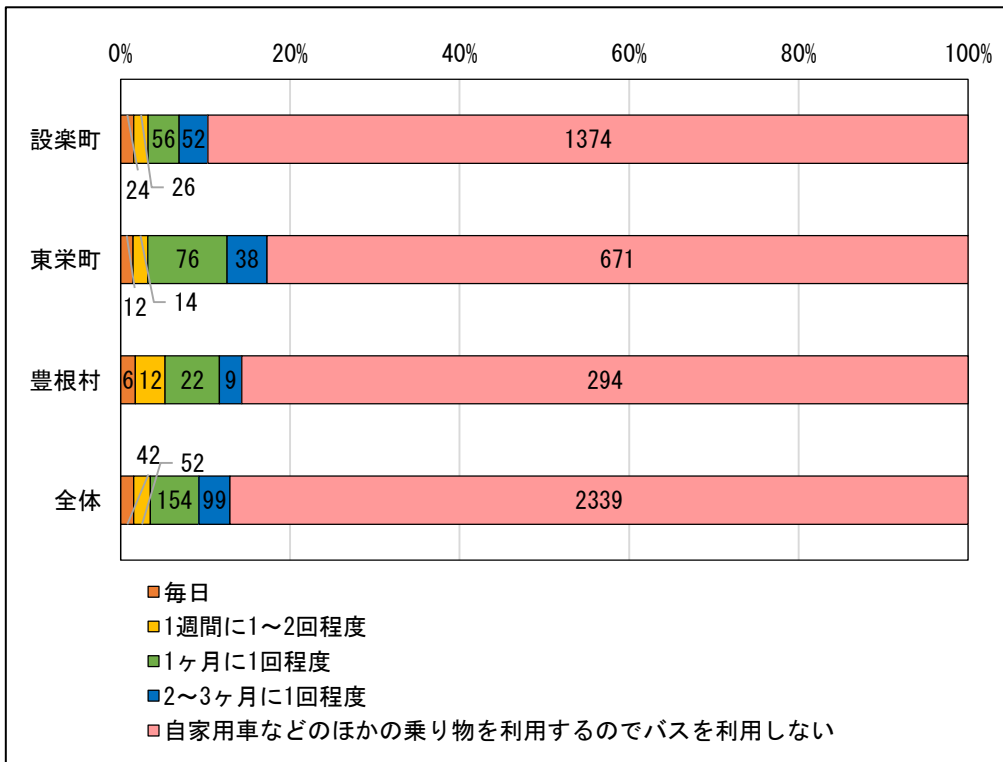


図 4-7 バスの利用頻度（町村別）

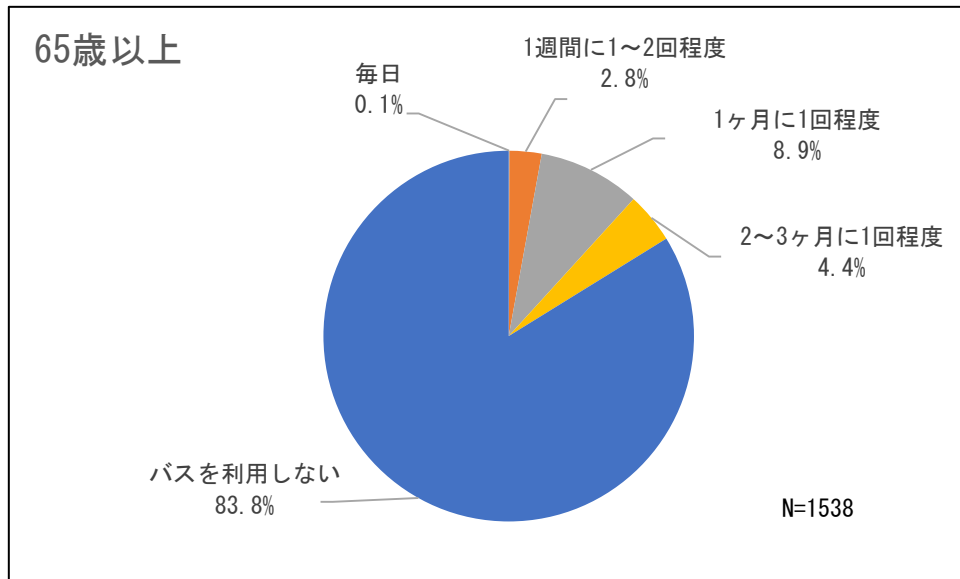


図 4-8 バスの利用頻度（65歳以上）

4.2.2.3 通院における移動実態

通院の頻度、交通手段について、それぞれ図 4-9、図 4-10 に示す。

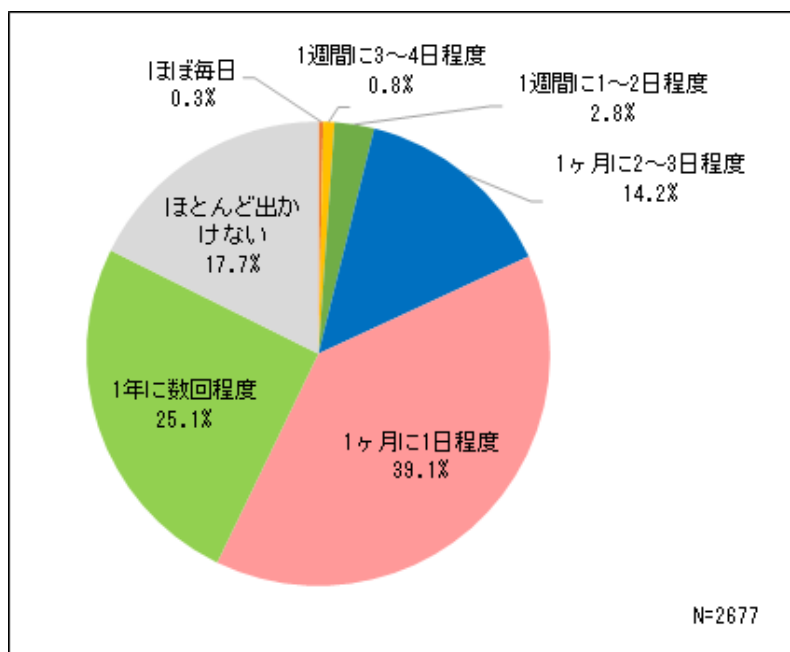


図 4-9 通院の回数（全体）

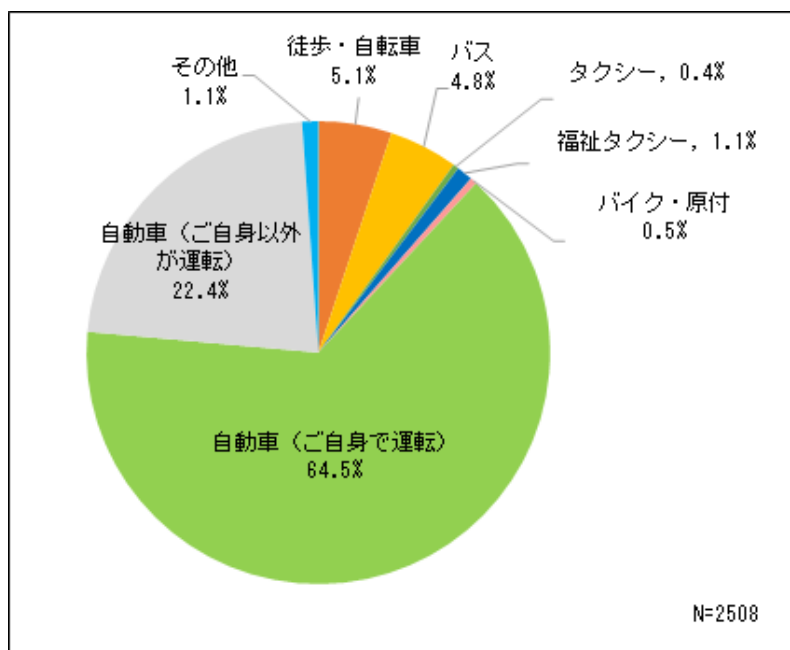


図 4-10 通院時の主な交通手段（全体）

4.2.2.4 買い物における移動実態

通院の頻度（全体・65歳以上）、交通手段、主な買い物先について、それぞれ図 4-11、図 4-12、図 4-13、図 4-14 に示す。

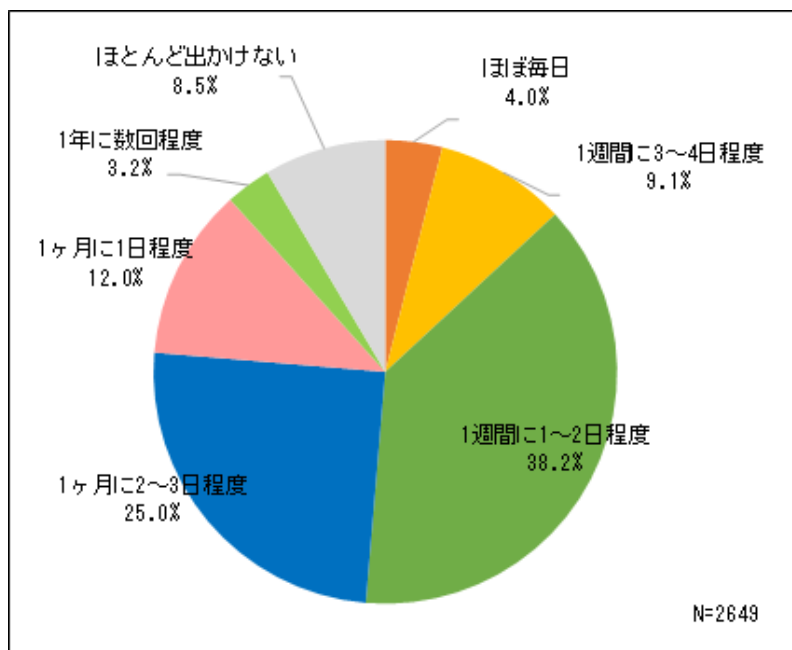


図 4-11 買い物のための外出頻度（全体）

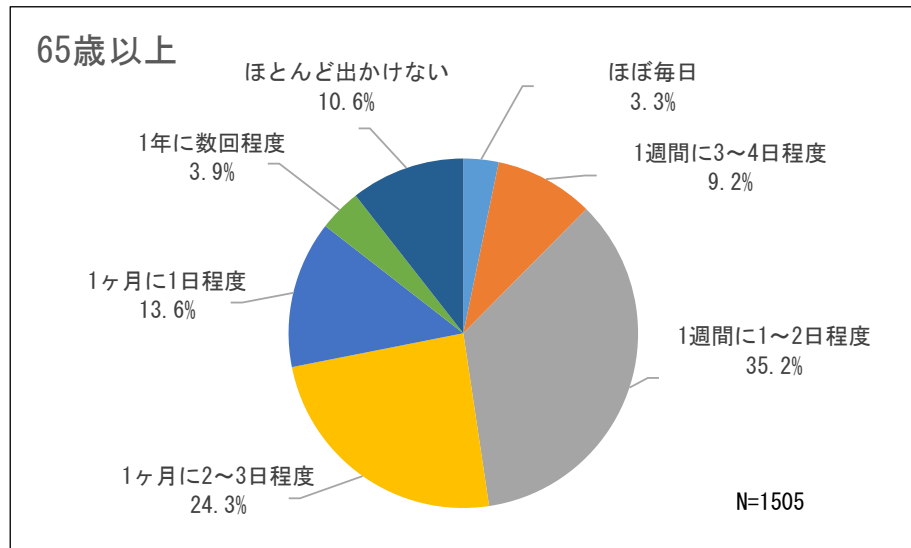


図 4-12 買い物のための外出頻度（65歳以上）

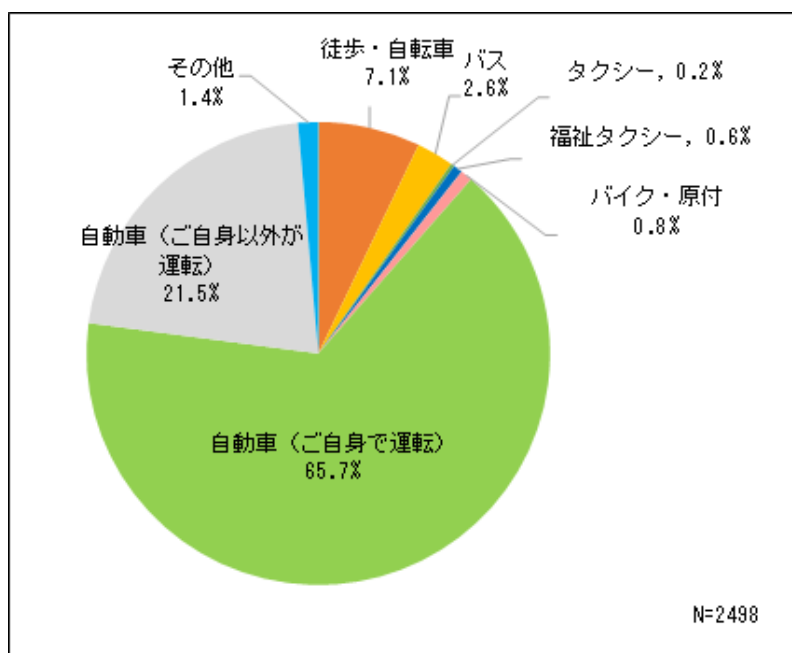


図 4-13 買い物時の主な交通手段（全体）

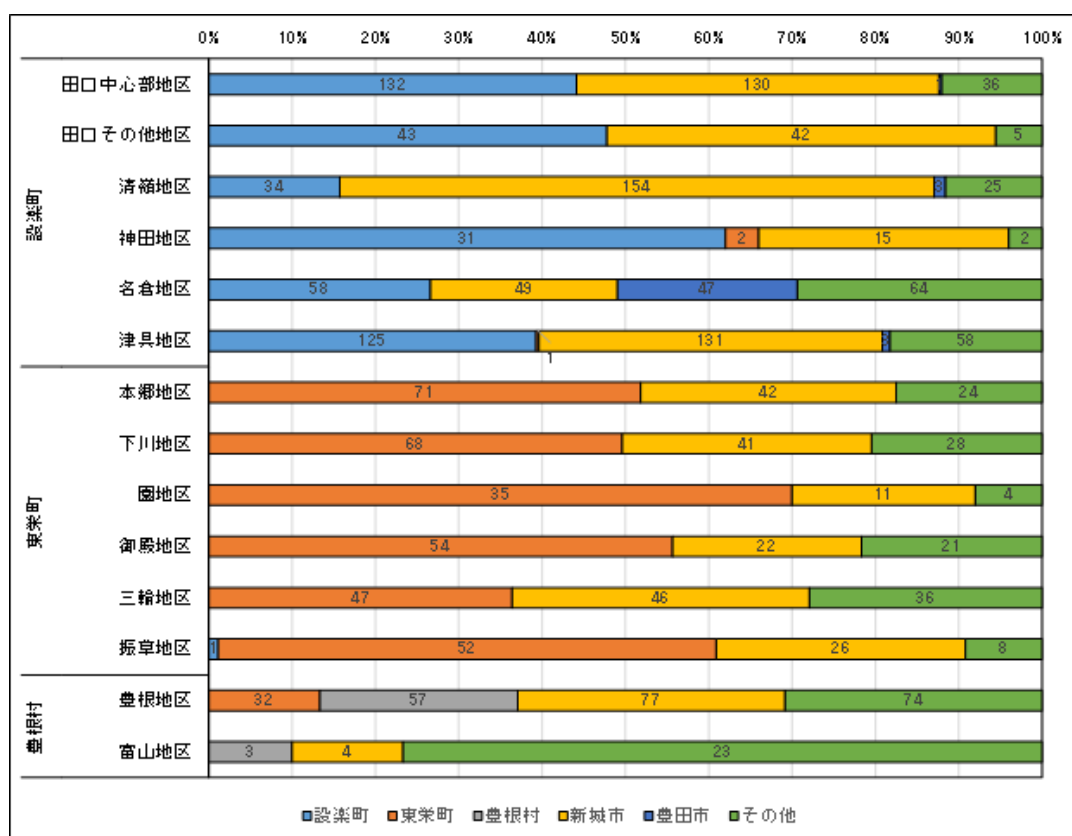


図 4-14 主な買い物先（町村別）

4.2.2.5 通勤・通学における移動実態

通勤（20～64歳）・通学における交通手段、通勤・通学先について、それぞれ図 4-15、図 4-16、図 4-17、図 4-18 に示す。

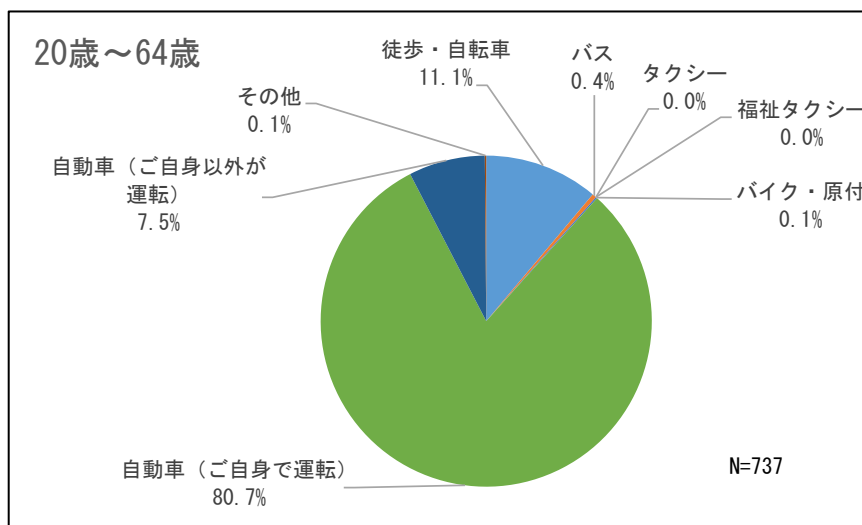


図 4-15 通勤の主な交通手段（20歳～64歳）

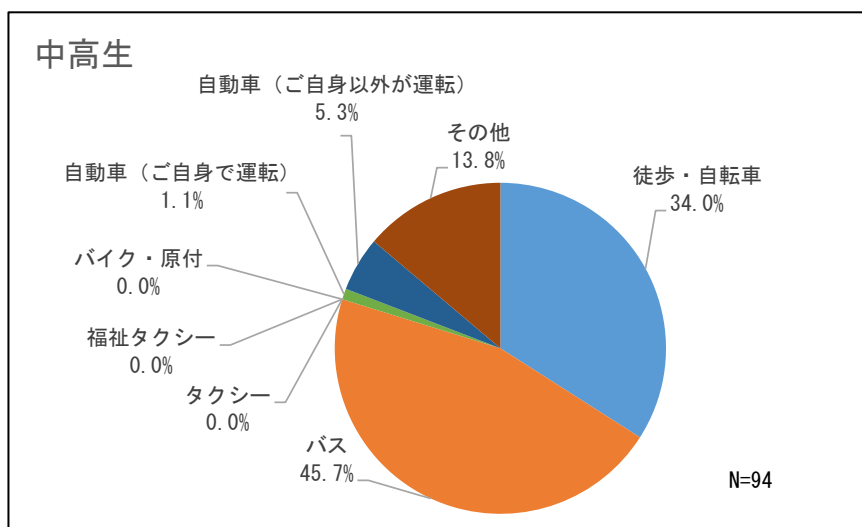


図 4-16 通学の主な交通手段（中高生）

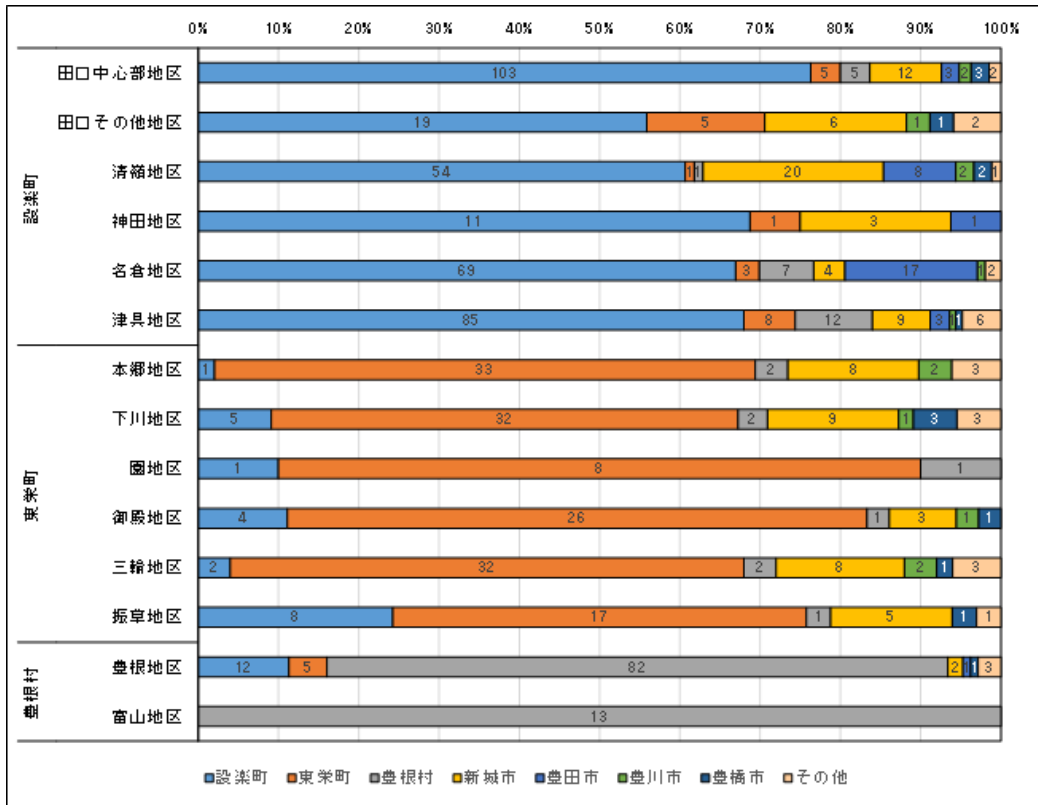


図 4-17 通勤先（地区別）

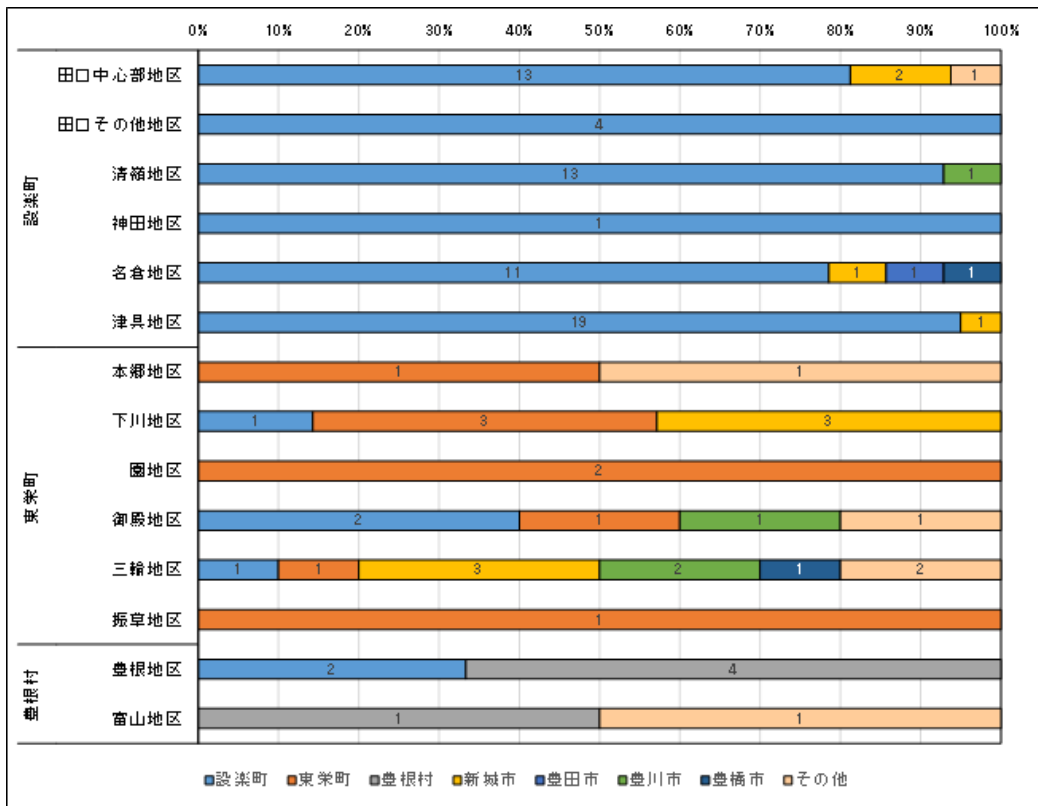


図 4-18 通学先（地区別）

4.2.2.6 自由に使える交通手段の保有状況について

自由に使える交通手段の保有状況について、図 4-19（全体）、図 4-20（65 歳以上）に示す。

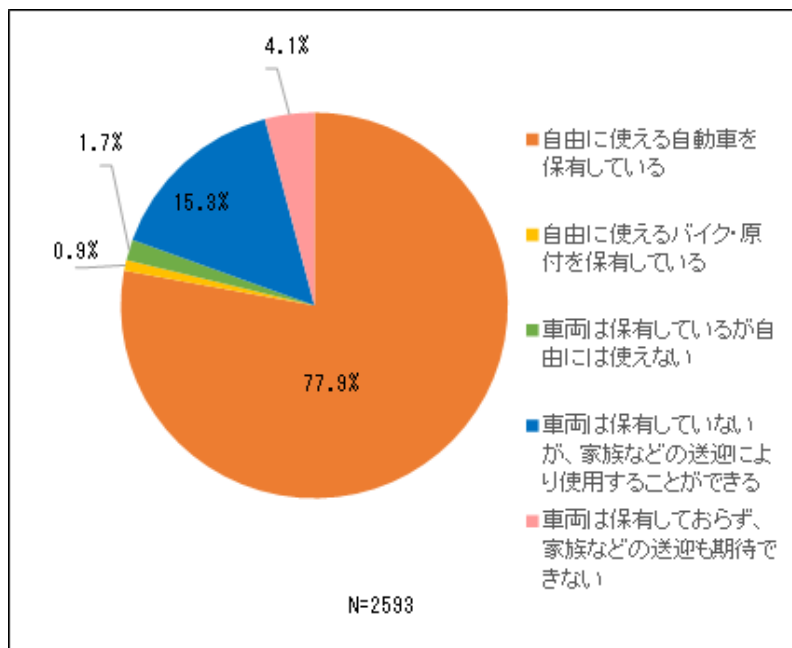


図 4-19 自由に運転できる車両の保有状況

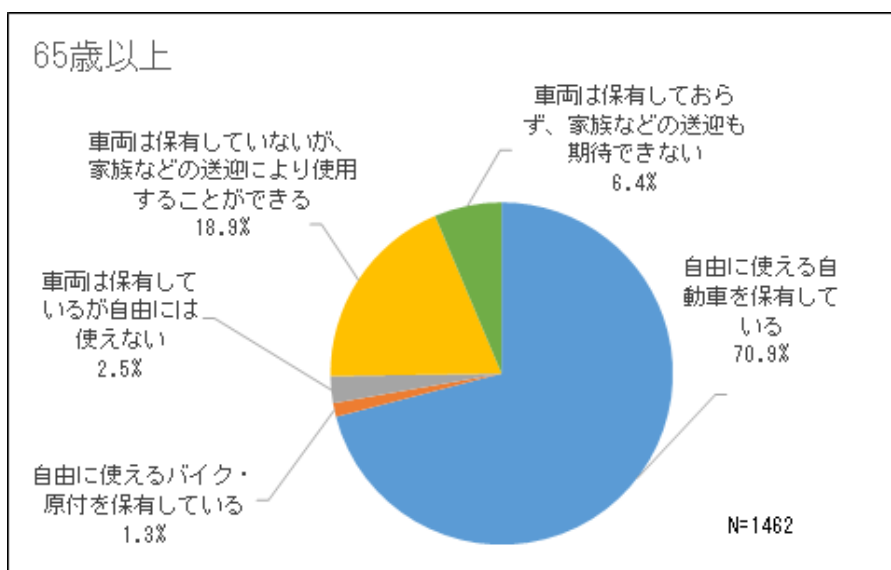


図 4-20 自由に運転できる車両の保有状況（65 歳以上）

4.2.2.7 移動手段の確保方策の考え方

住民が最も望ましいと考える移動手段の確保方策について、図 4-21（全体）、図 4-22（町村別）に示す。

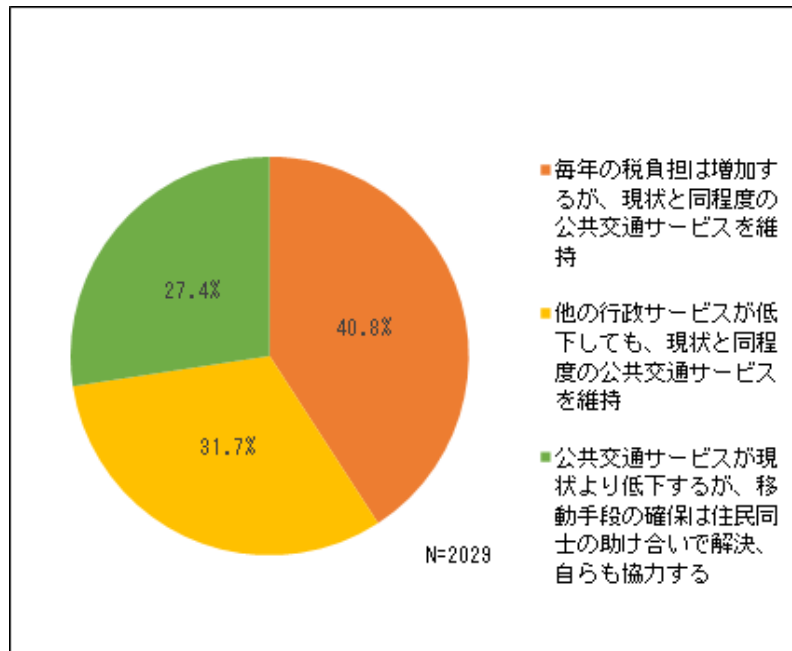


図 4-21 移動手段の確保方策の考え方（全体）

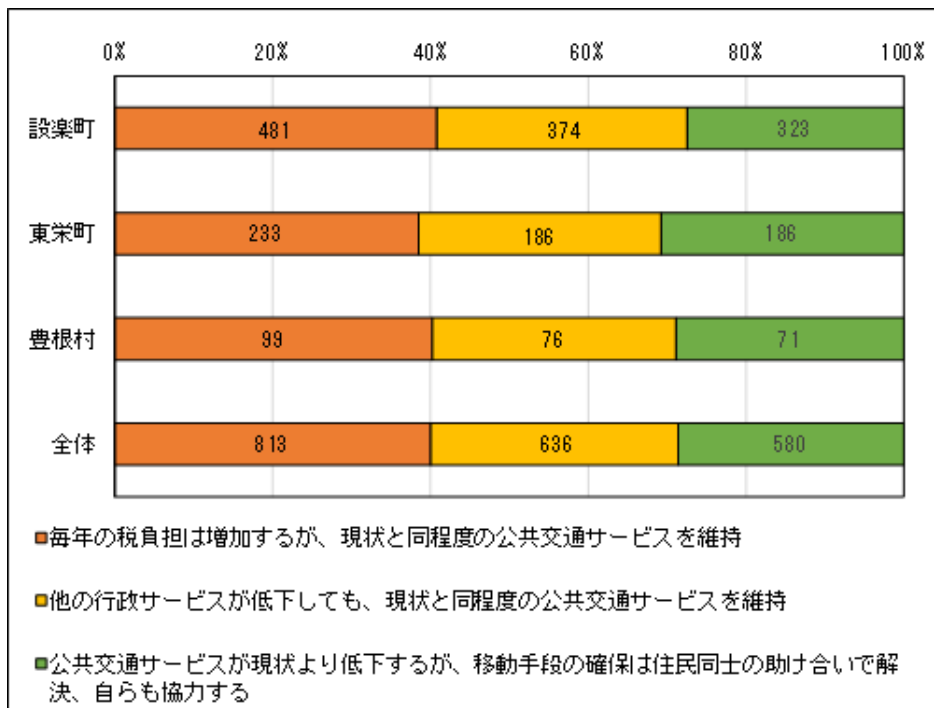


図 4-22 移動手段の確保方策の考え方（町村別）

4.2.2.8 公共交通に関する意見

自由回答で得られた公共交通の意見について、内容に応じて分類した結果を、表 4-4 に示す。

表 4-4 自由意見の地区ごと及び内容ごとの内訳

	設楽町						東栄町	豊根町				
	津具		名倉		それ以外			豊根		富山		
1.ダイヤに関すること	6	1.5%	20	6.8%	38	4.4%	40	4.7%	7	2.3%	5	11.9%
2.ルートに関すること	14	3.5%	8	2.7%	30	3.5%	13	1.5%	9	2.9%	2	4.8%
3.運賃に関すること	1	0.2%	4	1.4%	5	0.6%	12	1.4%	1	0.3%	3	7.1%
4.運営・経営に関すること	23	5.7%	15	5.1%	61	7.0%	57	6.7%	25	8.0%	1	2.4%
5.今後の予定に関するもの	11	2.7%	10	3.4%	19	2.2%	38	4.5%	15	4.8%	1	2.4%
6.否定的な感想	4	1.0%	5	1.7%	23	2.7%	16	1.9%	7	2.3%	0	0.0%
7.個人的な願望	27	6.7%	17	5.8%	60	6.9%	41	4.8%	17	5.5%	3	7.1%
8.その他	6	1.5%	6	2.0%	22	2.5%	32	3.8%	5	1.6%	4	9.5%
件数	401	—	293	—	867	—	849	—	311	—	42	—

5. 地域公共交通網形成計画の関連計画

地域公共交通網形成計画の策定にあたり、各町村の総合計画における交通関連施策及び愛知県の施策との整合性を図ることが必要となる。本網形成計画は、北設楽郡3町村が連携し、各種計画やビジョンにしたがって北設楽郡内のすべての住民が豊かな生活を行うことができるように、生活に必要な移動の機会を確保するために策定するものである。

北設楽郡地域公共交通網形成計画と関連する計画について、図5-1に示す。

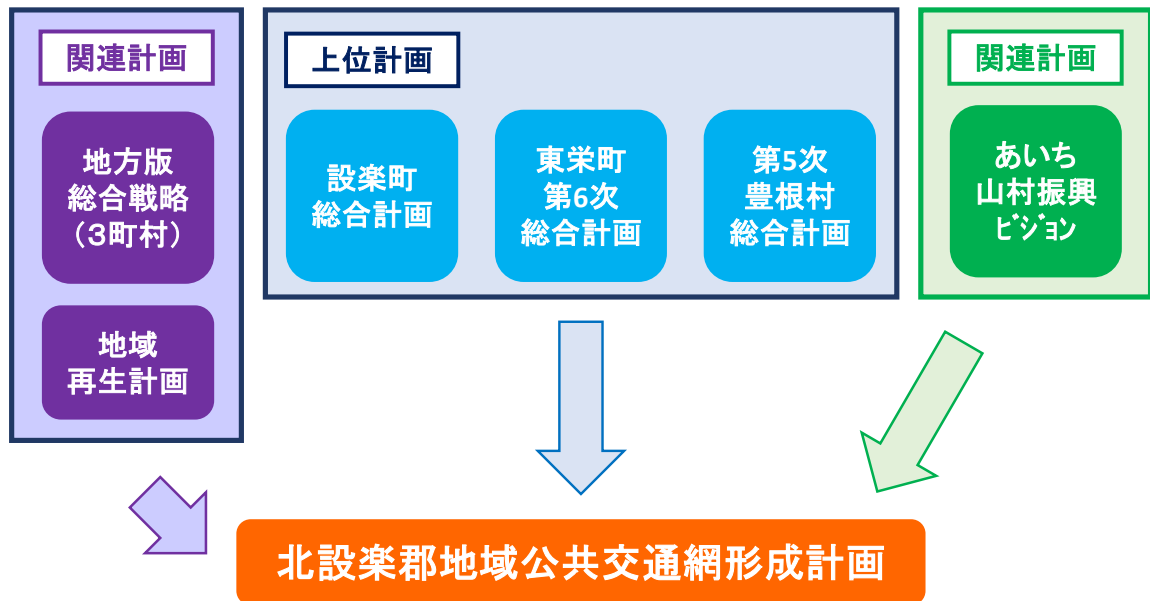


図 5-1 北設楽郡地域公共交通網形成計画と関連する計画

5.1. 設楽町総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）

平成 17 年 10 月 1 日、旧設楽町と津具村の新設合併によって誕生した新「設楽町」は、まちづくりの将来像を「森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち」とした総合計画を策定した。この計画の基本構想の一つである「潤いと快適な居住環境のまちづくり」では、公共交通の確保を図ることとしており、基本計画において、①運行体制の確立、②民間バス路線の確保、③町営バスの運行強化、④スクールバスの効果的な運行に取り組むこととしている。

5.2. 東栄町第 6 次総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）

東栄町では、まちづくりの基本理念に基づき、将来イメージを東栄町がめざすまちの将来イメージを「山のめぐみをうけ ともに築く彩りの里」とした総合計画を策定した。この計画の基本目標の一つである「定住・交流を支えるまちづくり」では、誰もが利用しやすい公共交通の充実を図り、交通ネットワークの構築を進めるとしており、基本計画において、①バス運行の充実、②鉄道利用の促進に取り組むこととしている。

5.3. 第5次豊根村総合計画（平成20年度～平成29年度）

平成20年度から29年度を計画期間とする第5次豊根村総合計画では、「みんなで豊根おこし」をスローガンに、行政と地域住民が共に連携を図り協働してむらづくりを進めていくこととしている。

総合計画の後期基本計画（計画期間：平成25年度～29年度）では、①現役世代応援、②観光交流立村、③地域づくり支援の3つを重点施策としている。計画には、「定住基盤の環境づくり」として、公共交通の確保（村営バスの経営改善・利用促進の検討及び広域的運営の検討・ボランティアタクシーの活用・飯田線の利用促進運動など）を掲げている。

5.4. あいち山村振興ビジョン2020

愛知県は、三河山間地域の長期的・総合的な振興の指針となる「あいち山村振興ビジョン2020」を策定した。「あいち山村振興ビジョン2020」では、「愛知の元気の源・豊かな山の暮らしの実現」の将来像に基づき、様々な重点施策を打ち出している。重点施策の事例として、次のようなものがある。

- 生活基盤の確保・充実（公共交通空白地域における高齢者の買い物支援など）
- 地域に根ざした教育環境づくり（特別支援学校の遠距離通学者の便宜を図っていく施策の充実など）
- 大都市等との連携推進（三河山間地域の魅力を様々なメディア等を活用したPRなど）
- 多様な主体の連携促進（大学、NPO、経済団体、金融機関、報道機関、企業、住民などの様々な主体が参加した地域づくりなど）
- 公共交通の確保・充実
 - 市町村とともに国及び県単独の補助制度により乗合バス等の運行確保に努めていく。
 - JR飯田線について、地域住民、自治体による利用促進運動を促すとともに、JR東海に対して、地域の輸送需要に応じ生活実態に合った列車ダイヤの設定、駅舎の改善などの利便性の向上や、周辺地域でのイベント開催時に特急列車等の臨時停車など観光振興につながるよう働きかけを行っていく。

5.5. 地方版総合戦略

地方版総合戦略とは、将来的な人口減少へ対応することを目的として、平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を定めたものである。地方版総合戦略は、自治体ごとに定めることとしている。3町村ごとに定めた、国の目標に対する基本的な方向について、表5-1に示す。

表 5-1 3 町村の地方版総合戦略における基本的な方向

国の目標	地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする	地方への新しい人の流れをつくる	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
設楽町	<ul style="list-style-type: none"> ■農用地等の効率的な利用による雇用創出 ■豊富な森林資源の活用による雇用創出 ■ソーシャルビジネスによる雇用創出 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の魅力を外部に発信し、移住希望者の心を掴む ■移住希望者の居住環境の整備と地域への溶け込みのきっかけづくり ■特産品ブランド制度の確立 ■住民と協働した新たな観光をつくり地域経済活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ■出会い・交流の場の提供から始まる若者の結婚支援 ■子供を安心して産むことができるサポート体制の充実 ■子育て世帯を支持する子育て環境の整備 ■将来を見据えた学習の支援 ■県立田口高等学校を応援できる体制を整える 	<ul style="list-style-type: none"> ■広域的な地域づくり組織をつくり、地域の魅力化を図る ■<u>持続可能な町づくりに向けた交通体系・情報環境を整備する</u>
東栄町	<ul style="list-style-type: none"> ■既存事業者の流出防止 ■企業誘致 ■農林業従事者の拡大 ■事業者支援の拡充 ■地域の支え合い体制の充実 ■高齢者の就業機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ■住環境の整備 ■定住者の受け入れ態勢の整備 ■郷土を愛する意識の醸成 ■道路の整備 ■観光資源の充実・PR強化 ■参加・体験型観光の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■婚活支援 ■妊娠・出産・育児への支援の充実 ■子育て環境の整備 ■教育環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■医療・介護・予防・生活支援の充実 ■東栄病院の機能充実 ■地域の支え合い体制の充実 ■公共交通の確保 ■北設情報ネットワークの確保 ■まちづくり活動の充実 ■広域連携の推進
豊根村	<p>【茶臼山観光ブランド化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■観光の振興 ■農水産物の活用 ■林産物の活用 ■商工業の振興 ■起業の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■住まいの基盤づくり ■村外との交流促進 ■定住促進対策 ■新しい人材づくり・女性の活躍支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■子育てしやすい村づくり～現役世代への支援～ ■医療の充実 ■高齢者対策 ■健康づくり対策・障害者対策 ■学校教育の充実 ■生涯学習の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ■道路など生活基盤の整備 ■公共交通の確保 ■広域ネットワーク体制づくり ■環境に貢献する地域づくり ■村民と行政の協働 ■防災・防犯 ■誇れる文化づくり

このうち、公共交通に関しては、具体的に表 5-2 のような施策及び重要業績評価指標（KPI）を打ち出している。

表 5-2 地方版総合戦略における公共交通のあり方の内容

自治体	内容	重要業績評価指標（KPI）
設楽町	<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通網の維持（バス路線） ■福祉輸送事業の実施 ■過疎地有償運送の拡大 	住民一人当たり 年間利用回数：2.5 回
東栄町	基幹バス、支線バス、予約バスの運行を実施	公共交通集落 カバー率（%）：100%
豊根村	<ul style="list-style-type: none"> ■村営バスの経営改善・利用促進及び広域的運営の検討 ■ボランティアタクシーの活用 ■利便性向上の要望活動 ■飯田線の利用促進運動 	村営バス一人あたり 利用回数：2.6 回

5.6. 地域再生計画

地域再生計画とは、地域再生法に基づき、地方自治体の特色ある取り組みとして認定されたものである。前述の「地方版総合戦略」に基づき、核となるプロジェクトを定めている。

北設楽郡では、『「住んでよし、訪れてよし、移住してよしの田舎」北設楽郡創造計画』を策定し、それぞれの町村の個性を活かし、住宅の整備、地域資源を活用した集客・経済活性化などの定住・移住推進のための取り組みを進めることで、超高齢化・人口減少社会における持続可能な地域の形成を目指している。具体的なプロジェクトは、次のとおりである。

- 生活環境の充実（住んでよし）
 - 北設情報ネットワークの整備・維持
 - 医療の確保
- 地域外からの人の呼び込みによる地域活性化（訪れてよし）
 - 歴史民俗資料館整備事業
 - 景観向上事業
 - 農林産品直売所等整備事業
 - とうえい健康の館の整備
 - のき山学校の整備
 - 森林環境保全直接支援事業
- 定住促進対策（移住してよし）
 - 定住環境の整備
 - 地域おこし協力隊の活用

6. 北設楽郡公共交通活性化協議会の概要

北設楽郡公共交通活性化協議会の次の内容について、次ページ以降に示す。

- 北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約
- 北設楽郡公共交通活性化協議会委員名簿
- 北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会規程
- 北設楽郡公共交通活性化協議会分科会規程
- 北設楽郡公共交通活性化協議会事務局規程
- 北設楽郡公共交通活性化協議会財務規程

北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約

平成 21 年 3 月 18 日制定
平成 26 年 1 月 6 日一部改正

(名称)

第 1 条 本会は、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(事務所)

第 3 条 協議会は、事務所を北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地に置く。

(事業)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (5) 町村及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が行う有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げる者から 35 名以内で組織する。

- (1) 設楽町長、東栄町長及び豊根村長
- (2) 学識経験者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (5) 国及び愛知県における関係行政機関の職員
- (6) その他会長が必要と認める者

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

-
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、3町村長をもって充てる。
 - 3 監事は、委員の中から会議において選任する。
 - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 協議会の会計を監査する。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを会議に報告する。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議の招集を会長に要請することができる。

(委員 の 任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、その開催前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。
 - 3 会議にあたり、通知された審議事項について委員から事前に意見調整を要する旨の申し出があった場合は、事前に書面で協議するものとする。
 - 4 会議においては、会長が議長となる。
 - 5 会長が必要と認めるときは、会議に座長を置き、議長とすることができる。
 - 6 座長は、会長が委員の中から指名する。
 - 7 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 8 やむを得ないと会長が判断したときは、書面により会議を開催することができる。
 - 9 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより出席させることができるとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。また代理の者の出席もできない場合には、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
 - 10 協議会の議決は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては、出席した委員の4分の3をもって決することとする。
 - 11 会議は、公開することを原則とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 12 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 13 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
-

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第11条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び氏名並びに第9条第9項により当該会議に出席したとみなされた者の数及び氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、事務所に備え付けなければならない。

(分科会)

第12条 第4条各号に掲げる事項のうち、3町村それぞれの地域内に関する事項について協議又は調整を行うため、分科会を設置する。

2 分科会の委員は、会長が指名する。

3 分科会での協議又は調整の過程及び結果については、会議に諮るものとする。

4 分科会について必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に、北設楽郡内の地域交通に関する事項について調整を行うため、幹事会を設置する。

2 幹事会の委員は、会長が指名する。

3 幹事会について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会は、運営に関する事務を行うため、事務局を設楽町企画課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第15条 協議会は、事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかななければならない。

(1) 協議会規約及び各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(経費の負担)

第16条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算、決算及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定め

る。

(報償及び費用弁償)

第18条 委員等の報償及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の清算)

第19条 協議会が解散した場合には、会長であったものが、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配その他の清算を行う。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定にかかわらず設立年度の委員の任期は、設立した日から平成24年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年1月6日から施行する。

北設楽郡公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
町村	設楽町長	横山 光明	
	東栄町長	村上 孝治	
	豊根村長	伊藤 実	
国	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局	杉本 忠久	
愛知県	設楽警察署	永田 弘	
	振興部 交通対策課	桑原 良隆	
	東三河総局 新城設楽振興事務所	田中正 剛	
	新城設楽建設事務所 設楽支所	鈴木 哲次	
学識経験者	名古屋大学大学院	加藤 博和	
	公益財団法人 豊田都市交通研究所	福本 雅之	
交通事業者	公益社団法人 愛知県バス協会	古田 寛	
	豊鉄バス 株式会社	長縄 則之	
	愛知県タクシー協会	山田 透	
	田口乗用自動車 有限会社	今泉 孝朗	
	東栄タクシー 有限会社	原田 拓巳	
	豊橋鉄道労働組合	長坂 和俊	
	東海旅客鉄道 株式会社	福田 英司	
住民代表	設楽町住民（利用者）代表	夏目 忠士	
		駒田 富枝	
		金田 茂子	
	東栄町住民（利用者）代表	伊藤 睦美	
		和田 勝	
		伊藤 節子	
	豊根村住民（利用者）代表	田邊 邦三	
		金指 春男	
		金指 裕子	
その他必要と認める者	北設楽郡小中学校長会	石田 雄吉	
	愛知県立田口高等学校	今泉 三郎	
	豊根村社会福祉協議会	中谷 勇夫	
	津具商工会	佐々木 英人	

北設楽郡公共交通活性化協議会 役員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等	備考
会長	横山光明	設楽町長	
副会長	村上孝治	東栄町長	
副会長	伊藤実	豊根村長	
監事	田中正剛	東三河総局新城設楽振興事務所長	
監事	今泉三郎	愛知県立田口高等学校長	

座長	加藤博和	名古屋大学大学院准教授	
----	------	-------------	--

北設楽郡公共交通活性化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第13条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の依頼を受け、北設楽郡内の地域交通に関する事項について、調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会の構成員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 幹事会に、次の役員を置く。

(1) 幹事長 1名

(2) 副幹事長 1名

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、幹事長の職務を代理する。

4 役員は、構成員の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、協議会の要請又は幹事長が必要に応じ、随時開催することができる。

2 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(提出)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

別 表

所 属 等
設楽町
東栄町
豊根村
愛知県振興部交通対策課
愛知県振興部地域政策課山村振興室
東三河総局新城設楽山村振興事務所
公益財団法人豊田都市交通研究所
豊鉄バス株式会社
その他会長が指名する者

北設楽郡公共交通活性化協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第12条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、協議会の依頼を受け、3町村それぞれの地域内に関する事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び構成員は、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 分科会に、次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 分科会長は、分科会を代表し、会議の議長となる。

3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、分科会長の職務を代理する。

4 役員は、構成員の互選により選出する。

(会議)

第5条 分科会は、協議会の要請又は分科会長が必要に応じ、随時開催することができる。

2 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(提出)

第6条 分科会長は、分科会の協議又は調整の経過及び結果について、協議会に諮るものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

別 表

名 称	構 成 員
設楽町分科会	設楽町公共交通担当職員 利用者代表 一般旅客自動車運送事業者 その他会長が指名する者
東栄町分科会	東栄町公共交通担当職員 利用者代表 一般旅客自動車運送事業者 その他会長が指名する者
豊根村分科会	豊根村公共交通担当職員 利用者代表 一般旅客自動車運送事業者 その他会長が指名する者

北設楽郡公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約第14条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、設楽町企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、設楽町企画課の職員をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局員は、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存及び公開その他文書の取扱いに関し必要な事項は、設楽町文書管理規程(平成17年設楽町訓令第11号)の例による。

(公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理は、事務局長が行うこととし、管守及び取扱いについては、設楽町公印規程(平成17年設楽町訓令第15号)の例による。

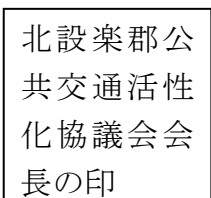
(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、設楽町の例による。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

別表 (第7条関係)

名 称	形 状	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途	個 数
北設楽郡公共交通活性化協議会 会長の印		てん書	18×18	一般文書	1

北設楽郡公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北設楽郡公共交通活性化協議会設置規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、北設楽郡公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村からの負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに北設楽郡設楽町長、東栄町長及び豊根村長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(補正)

第3条 会長は、協議会に係る予算に補正の必要が生じた場合には、これを調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(流用及び充用)

第4条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから、協議会の出納員を命ずる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、設楽町の例による。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに北設楽郡設楽町長、東栄町長及び豊根村長に送付しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、設楽町の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設置された年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

3 平成20年度の予算及び決算については、本則の規定にかかわらず、平成21年度の予算及び決算と合算して処理するものとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 会議費	1 会議費	1 会議費
2 事務費	1 事務費	1 事務費
3 事業費	1 事業費	1 事業費
4 予備費	1 予備費	1 予備費